

平成20年度決算審査特別委員会議事録(第4号)

平成21年10月29日(木曜日)

出席委員(13名)

委員長	高橋幸雄君	副委員長	星孝道君
委員	榊原深雪君	委員	島田政典君
委員	井脇昌美君	委員	木村明雄君
委員	川上初太郎君	委員	矢野利恵子君
委員	谷口二郎君	委員	後藤次雄君
委員	大久保優君	委員	高道洋子君
委員	菊地一將君		

欠席委員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君
足寄町監査委員	熊澤芳潔君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	大塚博正君
福祉課長	堀井昭治君
住民課長	中鉢武美君
経済課長	鈴木泉君
建設課長	南岡雄二君
国民健康保険病院事務長	高田安春君
会計管理者	渡邊義一君
農業委員会事務局長	長南和彦君

教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	森和治君

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	根本昌弘君
事務局次長	西東文雄君
総務担当主査	山田弘幸君

午前10時00分 開議

開議宣告

委員長（高橋幸雄君） 昨日に引き続き、平成20年度決算審査特別委員会を開きます。

日程についての説明

委員長（高橋幸雄君） 本日の日程を説明いたします。

これより理事者等に対して総括質疑を行った後、各部会を開催し意見の取りまとめをしていただき、部会長会議で調整していただいた後、部会長から審査の報告を受け、部会長に対する質疑を受けます。

なお、本日のこの日程等については、先ほど開かれました正副委員長並びに各正副部会長会議で確認をされていることですので、御了承を願います。

議案第99号～議案第109号 の総括質疑

委員長（高橋幸雄君） それでは、これより理事者等に対して、議案第99号平成20年度足寄町上水道事業会計決算認定についての件から議案第109号平成20年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入決算認定についての件までの11件について、総括質疑を行います。質疑はありませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 水道事業会計について、水道の上水道事業会計決算審査意見書、足寄町監査委員、この8ページの一番下に、人件費は一般的に営業収益に対して30%以内が適当と言われることから、妥当な数字と判断するというふうになっているんですけども、これは分母を水道事業収益全体1億2,427万4,000円、これを入れてやっていると。

普通は、水道事業収益の全体の収益ではなくて、水道事業費用、支出、支出が9,200万円のところを分母にして計算していくべ

きではないかなど。

経済学者さんがこれでいいと言われたのかどうか、それは定かではないけれども、この計算の仕方ですら、もしかして収益がすごく多ければ、これだけ収益あるんだから、人件費いっぱい使っていいよということになっていかないか。

そうではなくて、支出に対する人件費がどれくらいかということを考えながらやっていくことによって、より水道の施設を充実させることができるのではないかと。

私は水道事業収益、この1億2,000万、これ全体ではなくてその中の支出、支出の部分、水道事業費用、水道会計の14ページに出ている水道事業費用9,230万4,146円のところですか、これを分母として職員の手当、次のページ15ページに職員の手当が出ているわけですけども、これを足して、これは退職手当が入っていないというので退職手当も足して9,230万4,000円、プラス子ども手当も入れた形の全体の人件費、全体の支出ですか、9,305万1,000円分の職員の3,549万5,000円で計算したら、この場合、つまり要するに支出に対する職員の給料、この割合がどうかということ計算したら約38.14%、つまりおよそ4割、支出の4割を人件費で賄っている。

こういうやり方ではなくて、もっと人件費を減らして、つまり水道でこれだけ人件費使うんだしたら、すごく忙しい課がありますよね、いつも夜遅くまで仕事をしている例えば総務課だとか、そちらの方に人を回して、水道事業の人件費を減らした分で浮いたお金を、今、水道で困っていることがある、それは、水道管を引く場合に他人の土地を通らないと引けない。うちでも他人の土地を通して水道管を引いたところもあるし、また、自分自身のところのうちの土地のところを、他人が水道管を引っ張っているということがある。

最近でも困ったところには、栄町のところ

で家が建つことになったと、そこまで畑だったから、水道管ちゃんと引いてただけけれども、そこに家が建つことになったから、家のわきにそれを移設しなければならなくなると、何十万かお金がそれにかかってしまったと、そういう不具合が出てくる。

そしたら隣の人も心配してしまって、そこでそんなにお金がかかったんだったら、うちだって、そこ家として売られてしまったら、宅地として売られたら、水道管の入っているところ邪魔だということで、家のわきを通るようにとまた工事し直さなきゃいけないと、そのとき一体どれだけお金がかかるんだろうって。

そんなことよりも、他人の土地を通らないでも、道路上に水道管が通っててくれれば、すぐに家の前からそこにつなぐことができ、そんな心配もなくなると。

これ聞いてみたら、足寄町の特質だと。ほかの町では余りこういうことはないということなんですよ。それはほかから来た家を建てる業者さんが言っていたんだけど、足寄町は特異ですよというふうに言われた。何とかここを改善していくことはできないのかどうか、お聞きしたいと思います。

委員長（高橋幸雄君） 大綱2点について答弁を求めます。

町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まず、最初の人件費の割合でございますけれども、これはその数値のとらえ方で職員給与費の比率、これは給水収益に対する比率ということで、営業収益を分母にしてそして職員の給与費、これはこういう形で出すんだよというそういう何と申しますか、ルールとまで言っているのか、適切かどうかわかりませんが、そうやって出すのが一般的な人件費の割合ですよ。

ただ、議員がおっしゃるように、じゃあ収入じゃなくて総支出に対する人件費の割合は、いわば構成比ですよ、当然そういう出し方

もあるんだというふうにそれは思います。

ここでお示ししているのは、これは監査委員の方からの報告も、一般的に言われている営業収益を分母にした人件費の割合、これは一般的に言われている共通の中で30%以内が、いわばこれは企業会計でやっているわけでありまして、その財政と申しますか、経営の中身の人件費の割合というのは30%以内が適当ですよという指針が示されているわけでありまして、ここは私どもの上水道事業会計につきまして、20年度の決算時においても30%以内であるから、まあ適切と申しますか、適当というようなことで監査委員の方からの報告もいただいたものというふうに思っているところでございます。

次に、いわゆる給水に当たっての水道管の布設の関係でありますけれども、基本的には道路沿いと申しますかね、道路敷地内に布設をしていくというのがこれは基本でありますけれども、これはいろんな都市計画法ですとか、いろんな関係含めて、田舎町でありますから、都会でいきますとね、宅地造成含めて、いろんな宅地開発等々を含めてそれに合わせて整備がされていくということで、その足寄町は特異だよという、どの業者が言われたかわかりませんが、これは現実、民地の中を通ったりだとか、そういうところも現状あるというこれは私も認識しております。

先日もこういう事例がありました。上水道事業、上水、給水が大分普及はしてありますけれども、いまだに町の中でも自家用の井戸と申しますか、水源を持っていて、そういう飲用に使っているというところもこれはまだ町の中にもあります。

できれば上水に切りかえということもお話ししておりますけれども、しかし、現実問題としては、過去のその布設の中身含めて、実際に民地を通っているということもあります。現実あります。ですからこちら辺はこれからどう解消していくのかというのは、一つ大きな課題の一つだなというふうに認識して

おります。

それともう一つ、当然これは本管については町費で負担しますよ、本管からそれぞれの住宅に引き込みについてはこれは個人の御負担ですよ、こういうことになっております。

そこで、じゃあ本管の布設、これの計画的にやっていくわけでありましてけれども、これ例えば今までの既成市街地から距離のあるところ、これ1軒ぽつんと建ったときに、じゃあこれ、将来の宅地開発の見込み等々を含めて、これは企業会計でありますから、1軒のために何百万もかけるのかというこういうこともあります。

ですからここは非常に難しいところでありますけれども、いわゆる今議員がおっしゃられた個人の負担がかなり大きくなってるといふ、これも現実の事例としては、そんなに多くはないでしょうけれども、事例としてはあるというようなことでございます。

議員御指摘の民地を通っている部分、そういった部分をこれからどう解消していくのかというのは、これからの課題だというふうに認識しているということをお答え申し上げます、矢野議員の質問の答弁とさせていただきます。

委員長（高橋幸雄君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） そんなに困っている事例というのは、そんなに多くはないということでしたけれども、今、過疎が進んで家を建てる人が少ないから、困っている人が多いと。

でも、これから家を建てるという人が多くなった場合、つまり山で暮らしている人が、もう年になったから町へ出るよと、それで結構家を建てる人も出てきている。

やはりこの問題は、今はそんなに多くないかもしれないけれども、これからは必ず出てくる問題であるし、また、実際に困ってて、いやあ、こんなにお金がかかってしまったというふうに悩んでいた人もいます。

そんな中でやはり考えていかなければならない問題で、つまり本管を通すのに、1軒のために本管を通すのかということにもなるんだったら、例えば移設しなければならないというような状況に陥った場合に、たとえ半額でもそれに補助するよというそういう形をとっていくことはできないのかな、そこをお尋ねしたいと思います。

委員長（高橋幸雄君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほどもお答えしたとおり、水道の管を布設していく上には、当然一定の決まりを持っていますから、当然それが最初は先ほど申し上げたように自家用水道で、あるいは上水は使ってるけれども遠くから自費で引っ張っていた、これが周りに住宅が建ってきてですよ、これが一定の条件を満たせば、さらに道路の整備も進んできたということであれば、当然、従来民地を走っていた管が、これが道路のところの本管を入れるべきということでのその条件が整えば、当然それは町費でやっていくというのは、これはもちろんそういうことでありますから、そういうケースもありますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） これから家がたくさん建っていけばやってくれるということでしたけれども、昔、漏水率が30%、全部水を流しているうちの30%がむだになってどこかで逃げていたと。

要するに水道管がどこかひびが入っていたり、そういうことがあって、または他人の土地を通らなきゃならないぐらい長く引いているから、多分その入り口あたりか出口あたりのところで漏れているんじゃないかなと、そういうこともあった。

今でも漏水率は21.3%もあると。その漏水率を低くして、本当に水を有効にむだに

しないで使うためにも、本管をちゃんと移設していく。長く私設の個人的な管をしなくても水道を引けるような、そういう状況にぜひ本当にこれから持って行ってもらいたいとお願ひして、質問を終わります。それについて、本当にやっていってくれるのかどうか、お伺ひしたいと思います。

委員長（高橋幸雄君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） とりわけ一番御理解いただけるのかなというふうに思いますのは、将来の宅地化、あるいは住宅が建設がされるだろうというのは、まさしく今進めている土地区画整理事業の区域内につきましては、当然、道路整備に合わせて下水道管、あるいは上水道管、この本管の布設もしていております。

ただ、一番やっぱり問題になるのは、それぞれの個人の方が既成市街地の近郊に土地をお持ちの方が新たに新築をするよという場合、これはですから御理解いただきたいのは、一定の本管の布設については、将来の見通しも含めて建たない場合については、これはやはりここから先は自己負担になりますよという、これは企業会計ですから、一定のルールのもとにやっているわけですから、これはぜひ御理解をいただきたい点だなというふうに思うわけであります。

それは当然、相談あった場合については、この土地は水道はここまで来てますよと、これから先については自己負担になりますよと、これは当然そういった相談といえますか、指導ということも当然やっていってるといってございます。

次に、漏水の関係でございませうけれども、これは当然日々の中で、漏水事故が起きないように当然対応をしているというふうに認識しておりますし、もし漏水があった場合については、直ちに原因究明も含めて対応していってるといってございますので、御理解賜りたいというふうに思います。

以上でございませう。

委員長（高橋幸雄君） 9番 矢野利恵子

君。

9番（矢野利恵子君） 最後にしたかったんですけれども、漏水あった場合は対応していくと言ってるけど、漏水、実際21.3%も漏水してるんですよ。これについてはどうやって対応してるんですか。

委員長（高橋幸雄君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

本当に理想は、漏水なんてないというのが一番の理想でありますけれども、現実、土の中に管が埋まっておるわけでありまして、しかもこれは、場所によっては相当経過年数を持っている場所もあります。

当然これは年次計画を立てて、新たな管に入れていかなくちゃいけないとか、いずれにしても、多額なお金がかかるということも事実でありますから、これは今後においても古いところは計画的に、もちろんついここ数年の中では、過去に布設した問題になりました石綿管の入れかえだとか、そういったことも着実にやってきているわけでありまして、それはしっかりと計画に基づきながら着実に進めていきたいな。

それから、漏水については、これは当然いろんな工事をやる时候にも、当然細心の注意を払ってやるというようなことで当然やっているわけでありませうけれども、これも今現在、順次水道の管理台帳というものも、これは図面も含めてしっかりやっているわけでありませうけれども、古い時代に入っている水道管の位置が、必ずしもここだということでは特定できない場所もまだ数カ所あるということではございませうから、これもそれぞれ年次計画で水道台帳の整備もしていってるといってございますから、これは議員御指摘のとおり漏水率をできるだけ小さく、もっと言えば、目指すところはゼロでありますけれども、これはなかなかゼロは難しいのかなという思いはしてませうけれども、議員の言ってることは十分理解できますので、そういったしっかりとした対応をしていきたいというふうに思いますの

で、御理解いただきたいというふうに思います。

委員長（高橋幸雄君） 他に。

13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 一般会計の歳入について伺います。平成20年度の財政運営を見ますと、自主財源の町税についてなんですけれども、これは8項目ですか、全部合わせますと23億487万6,796円ということで、歳入総額全体の27.3%になっております。自主財源ですね。

また、意見書によると、土地区画整理事業特別会計も含めると自主財源が25.5%ということで、前年度に比べましても、この25.5で見ますと前年より7.6%も下がっているということで、自主財源が年々下がっている。

逆に、国とか北海道から来るところの依存財源、依存財源ですね、これは税とか交付金とか支出金とか町債とかの発行によるところの行政執行される依存財源というのは、100%から引きますと72.7%ということで、この依存財源が70%を超えるという行政執行がなってるわけですし、町財政の運営に大変心配がされるところです。

なぜ心配かといえ、総務省は、地方自治体に対しまして国からの財源の依存度を縮小する方向にあるからです。ことしの夏の政権がかわって、現在国政におきましても、むだを排するというので、有無を言わず、補正予算の執行停止を初め方針転換が相次いでおります。

これらのことを考えますときに、マニフェストの実現のための財源確保ということで、今後国から地方自治体への税とか交付金、支出金の急激な縮小を求められる危険性がないとは言いきれないと思います。

そこで端的に伺いますけれども、足寄町の自主財源は、他町と比べて比較して標準値にあるのかどうか、伺いたいと思います。

委員長（高橋幸雄君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたしま

す。

最後にお話しあった他町村と比較しての自主財源率どうかという、手元にちょっと詳しい資料を持っておりませんので、明確なお答えはできませんけれども、いずれにしても、私どもの町が他町村と比べて自主財源率が高いというふうには私は認識しておりません。むしろ自主財源率というのは非常に乏しいというふうに思っております。

もうちょっとつけ加えさせていただきますと、やはり法人と申しますかね、これがあるなしで、相当税収というのは大きく変わるなというふうに、私は常日ごろから認識しております。

例えば、隣町のわかりやく言えば本別町さんでいきますと、大きな明治乳業さんがある、それから製糖工場がある、この二つあることにより、具体的などれだけ固定資産、これは償却資産も含めてですけれども、お金が入ってるのかというのは、具体的な数字はお聞きはしておりませんが、しかし、この二つの大きな法人があることによって、相当の自主財源率というのは大きく変わるだろうなというそんな認識を持っております。

手元に他町村のやつちょっと持っておりますから、必要であれば、ちょっとお時間をいただければ説明と申しますか、お答えできるというふうに思いますけれども、今のところ手持ちにございませぬので、御理解いただきたいというふうに思います。

委員長（高橋幸雄君） 13番議員に申し上げますが、他町村の比較数値が必要であれば、暫時休憩して答弁調整をいたさせますが、そのようにいたしましょうか。

答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時34分 再開

委員長（高橋幸雄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

先ほど答弁調整のため時間をいただきましたけど、まだ答弁調整が終わってない旨理事者からございましたので、この際、45分ま

で答弁調整のため休憩といたしたいと存じます。

暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 再開

委員長（高橋幸雄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

先ほど13番議員からお尋ねのございました他町村の自主財源等の数値については、相当の時間がまだ要するというので、答弁できる段階に至っておりませんので、発言中に今事務方で精査をさせていただいておりますので、この関係についてだけのみ答弁留保をさせていただきたいとの申し出がございますので、委員長としてはそれを認めたいと存じますので、13番議員については御理解いただきたいと思っております。

なお、質疑続行について、答弁留保の町村比較財源の自主財源について答弁がない中で質疑を続行できるのであれば、続行をさせていただきたいと存じます。

13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 自主財源の根幹は町税と考えられます。考えます。その町税の根幹となっているのは、町税を左右するのは人口の問題、また構成比ですね、人口。

それから、もう一つ言えることは、15歳から64歳までの就労人口の比率が足寄町ではどういうふうになっているかがこれが大きくかわってくると思っています。税金を納めれる人口ですね、15歳から64歳の就労人口。

きのうの調査によりますと、足寄町はこの就労人口は44.9%ということでわかったんですけども、全国の自治体の中にも、高齢者が過半数となって自治体そのものが維持できなく、限界自治体というのでしょうか、これが発生しているとも聞いておりますが、この自主財源の町民税が激減しまして、高齢化が過半数になっていきますと、自治体が維持できない状態になっていくと。

この高齢化率ってこの推移を見ますと、足

寄町は19年度は高齢者の率が32.1%で、また20年度は33.1%ということで、1%上がっているということが実態としてあります。

ですから、足寄町は他町に比べて高齢化率が高い町になってきているということが言えるわけなんですけれども、このまま推移しますと、高齢化率50%というのも遠い日ではないのではないかと思われるわけなんですけれども、町長は、足寄町にあってこの高齢化率50%はいつごろに来るのではないかということ推計しているのか、お尋ねしたいと思います。

それともう一つ、この自主財源がどんどん下がっておりますが、これをこういう厳しい高齢化の進んだ足寄町にあって、また就労人口も年々少なくなる中で、どのように自主財源を確保していく構想がおりなのか、その2点をお伺いしたいと思います。

委員長（高橋幸雄君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

議員仰せのとおり高齢化率、我が町、やはりだんだんと高くなってきているというのがこれは実態でございます。

ただ、御質問の高齢化率50%いつごろになるか想定しているかという御質問でございますけれども、実は率直に申し上げて、50%というのは私は想定したことがございません。

もちろん50%なんていうことになれば、これはやっぱり大変な状況になるのかなというそんな思いがしております。

そうならないように、もちろん就労の場の確保も含めて、これはそれこそ町民の皆さん方の英知もかりながら、何とかそうならないような努力をしていかなくちゃいけないというふうに思っております。

なお、参考までに我が町の新生児の状況でありますけれども、平成16年から19年までの4年間でいきますと256名の新生児、これはもちろんその年によってはばらつきが

あるんですけれども、年平均64名の新生児が生まれているということでございます。

たまたま別なところでちょっとお話をさせていただいたんですけれども、隣町の本別町、土幌町、池田町、それから広尾とも比較しても、我が町は幸いなことに新生児の生まれる人数というのが、おかげさまで多いということでございます。

そういう意味では、これは御質問にありましたとおり、じゃあこれからどうやって高齢化率にならないように就労の場等々の確保をしていくのかということでございますけれども、現状、機会をとらえるごとに企業誘致のお話もさせていただいてますけれども、これはなかなか難しいという状況にもあります。

そういう中であって、これまでの議会でもお答えしてるとおり、やっぱり我が町の基幹産業というのは1次産業、農と林でありますから、こここのところをやっぱりしっかりとした施策も含めてやっていくことが、やはり今ある人口を守ることにもなるでしょうし、あるいはその中でどう雇用の場を確保していくのかということの展望を切り開いていきたいなというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） わかりました。何とかこの自主財源が、これを乗り越えないことにはあすの足寄はないと思いますので、依存財源ばかりに頼ってもいられない時代が来たということで、この財源を確保していくという、自主財源を、これは本当に頑張っていたきたい、企画・立案、いろいろな構想を練って執行していただきたいと思います。

次に質問いたします。次は町税なんですけれども、不納欠損額についてお尋ねいたします。1,337万2,663円という不納欠損額がありますけれども、これは一般会計だけです。

これはこの1,300万何がしというの

は、町民税、固定資産税、軽自動車税等のなんですけれども、このほかにまだまだ国民健康保険事業特別会計とか国保税とか、まだほかに不納欠損額がございますが、この不納欠損額についてお尋ねしたいと思います。

その前に、監査委員にお伺いいたしますけれども、この決算審査意見書、足寄監査委員の方から出されている意見書の31ページに不納欠損に対するコメントがあります。

ここは各節の国民健康保険事業特別会計のところの歳入のところの一番下の欄に、不納欠損額1,280万3,237円の処理については、おおむね適正に処理されているという、このおおむねという言葉の表現についてなんですけれども、ほかのページずっと見てみますと、例えば水道会計あたりは、不納欠損額の処理については、公共下水道事業あたりは、都市計画法に基づき適正に処理されているというこういう文言になって、ページによって会計によってこのおおむねという言葉を使うのは適切なのか不適切なのか。

私、おおむねという辞書で調べたら、おおよそという表現、あらましとか大体というおおよそという言葉なんですけれども、この持つ意味ですね、ほかの会計、会計によって適切、適正に処理されているというのと、このページでおおむねという言葉を使った言葉の意味の違いについて、まず先にお尋ねしたいと思います。

委員長（高橋幸雄君） 代表監査委員、答弁。

代表監査委員（川村浩裕君） 座ったまま失礼いたします。

意見書におけるおおむね、適正の解釈については、違法な処理があるということではなくて、すべてが100%法の規定による処理がされていると判断されることから、おおむねという表現をしたものであります。

審査に当たっては、すべてを見ているのではなくて、示唆によるものもあるものですから、あえておおむねという言葉を使わせていただきました。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 今13番委員の質問の趣旨は、国民健康保険はおおむねと適正に処理されているとありますが、他の会計についてはその文言がなく適正に処理されてると、違いを具体的に求めてるんですが、その辺について答弁願います。

代表監査委員、答弁。

代表監査委員（川村浩裕君） その中身につきまして、適正という部分については、示唆ではなくすべてを見ているということでございまして、おおむねについては、示唆したということから、そういう言葉を使わせていただいております。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） それじゃあ適正という方はすべて綿密に調査して、おおむねはおおよそ調査したと、審査というふうにとらえていいんですか。

委員長（高橋幸雄君） 代表監査委員、答弁。

代表監査委員（川村浩裕君） そのとおりでございます。

委員長（高橋幸雄君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 私は、やはりこれ公文書として、公の書類として意見書として出るわけですから、おおむねではなく適切に、すべての会計にわたってしていただきたいと、そういう意味ではおおむねというのは不適切かなというふうに考えております。

それぞれ意図するところが違うかもしれませんが、今後また検討していただきたいと思いますが。

委員長（高橋幸雄君） 代表監査委員、答弁。

代表監査委員（川村浩裕君） 監査においては、独立制でございまして、議選の監査委員と代表監査委員と2人でしてます。それで中身については3割程度見てるのかなという

感じでございまして、例えば不納欠損におきまして、かなりの数がございまして、監査に当たる時間の制限もありますし、時間の制約等々を考えますと、すべてをまんべんなく見るということになりますと、かなり浪費、時間と労力がかかっていきますので、これにつきまして私も7月からずっと、ことしになりましてずっと見させていただいているわけですが、かなりの時間をかけて見ておりまして、すべてを閲覧するとなると、本当に常勤といえますか、こればかりについていなければならないぐらいの数もございまして、今後においても、すべてを見るということにはなかなか難しいのかなというふうに考えております。

私どもでもこの数字についても見ながら、正確に数字につきましては監査しているところでありまして、今後においてもこのような形でいくのかなというふうに考えておりますので、御了承いただきたいと思っております。

以上です。

委員長（高橋幸雄君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） わかりました。特に代監さんにおきましては、ことし初めてこれに取り組むということで、今後またあれしていただきたいと思っております。この件については以上で終わります。

執行部の方に、理事者の方に今度お尋ねいたしますけれども、この不納欠損額につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税、3税、十勝の市町村税滞納整理機構に委託して、そしてその結果、186件に及ぶ不納欠損額が件数と金額に至っては1,337万2,000円、この一般会計の方では出ておりますけれども、このようになっておりますけれども、私が聞きたいのは、委託しても成果がどうだったのか、あったのかどうなのかという、監査の47ページには、町税滞納整理機構による相乗効果もあり、町税に対する成果が実を結んでいるところでありましてというコメントもありましたけれども、実際問題、本

当に汗水流して税金を納めている人から見ると、やはりあってはならない不納欠損額であるんでないかなと思うわけです。

そういう意味で、この186件が何件委託して何件解決し、そして何件が186件に、最後186件になったと思いますけれども、これは何件その滞納整理機構に委託した件数なんでしょうか、伺います。

委員長（高橋幸雄君） 一言申し上げますが、ちょっと席のあれがわかりませんので、答弁する前に「住民課長」というふうに言うてから発言を求めてください。

住民課長、答弁。

住民課長（中鉢武美君） お答えいたします。

件数的にはちょっと手持ち資料ございませんが、金額的に20年度での滞納整理機構に委託しました引き継ぎ額というのが1,290万、収納率的に609万円ということで、端数については割愛させていただきますが、そのような状況になってございます。

そういったことで収納率的には、47.2%という収納率を滞納整理機構の中で成果を上げてきているところでございます。

なお、こういった前段で滞納整理機構に収納についての委託しますよということでの納税者との接点の中では、そういった中で自主納税ということでもされていることから、こういった整理機構についての効果はあるというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 不納欠損に至った町税の件ですけれども、こういう今不景気の時代ですから、今後ますますこの不納欠損というのはふえていくのではないかと懸念されるところです。

そこで不納欠損に至らぬ前の方策、本当に全住民の公平性とか公正ですね、これを考えますときに、ここが至らぬ前の予防というか、対策が一番大事なことでないかと。

今、課長から、おおむねよろしいというお話がありましたけれども、前年度に比較しても993万6,512円という不納欠損額は増加してるというふうにこの意見書では出ております。

そういうことから、収納率向上の取り組みといたしまして一つの提案なんですけれども、全国的にユニークな取り組みというか、特殊な取り組みというか、そういう自治体があると伺いました。それは町税、使用料、国保などの滞納分を全職員で徴収する体制をつくるという、そして成果を上げているという事例があります。

滞納が長期にならない方策は必要と考えますが、不納欠損に至らぬよう未然に防ぐ方策として検討、いろんな法律をクリアしていかなきゃいけないと思いますけれども、町民のお金を職員にゆだねることですから、それと前に矢祭町ですか、そこで合併問題で行きましたときも、その町内に住む職員の方が住民票を持ってきたりそういう軽易な、軽いそういうことで住民サービスとしてるというお話がその町長から伺ったことがありましたけれども、そういう未然に防ぐ、不納欠損に至る前の手だてとしてほかに何か考えているのか、今こういう全職員で徴収するというシステム、体制づくりについてどうでしょうか、伺います。

委員長（高橋幸雄君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まさに議員仰せのとおり、これはしっかりと課税された税金につきましては、当然完納していただくというのがこれは当たり前のことだというふうに思いますし、当然大変な中納めていただく方、あるいは納めないで不納欠損になってしまう、これはもう不公平以外の何物でもありませんから、それはやはり許されることではないというふうに私も認識をしております。

そこで具体的な、滞納にならないように、あるいは不納欠損にならないような取り組み

ということで具体例もお示しいただきました。私どもも十勝の滞納整理機構への依頼も含めてあるいはしっかりと調査をし、財産のある方については財産の差し押さえ、あるいは給与の差し押さえ等々、現有勢力の中で真摯な取り組みをいただいているところでございます。

少なくともこの間、相当収納の関係については改善をされてきたのかな、こんなふうに私も評価をしているところでございますし、それから管内でも先駆けてといいますか、物によってはインターネットの公売なんていうことも取り組みをしているところでございますので、引き続きまたしっかりとした取り組みをしていきたいなというふうに思っております。

具体的な提案いただきました。これは過去の議会の中でも、全職員挙げての徴収体制、これはもちろんそれも一つの方法かなというふうに思いますけれども、とりわけこれは徴収業務となると、なかなか特殊な部分もありますし、なかなか難しいわけにありますけれども、要員として、例えば現年度分の徴収で少し収納状況が悪いよと、これが現有スタッフで人手が足りなくてちょっと面会もできないんだということであれば、私はそれこそ管理職、あるいは場合によっては全職員挙げてという対応もあるのかなというふうに思いますけれども、これが滞納分ということになりますと、いろいろこの間の経過ですとか、いろいろありますから、これはやっぱり担当専任職員がしっかりとした対応をしていくというのが私は適切なのかな、そんなふうに思っております。

もちろん今後の状況によっては、議員が具体的なお話がありました職員挙げて、そういうことも決して否定するわけではございません。状況に応じて必要な対応をしまいたいというふうに考えますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 他に。

2番 榊原深雪君。

2番（榊原深雪君） 財政を分析する上で重要な指数であります経常収支比率が、過去6年間で最高の87.4%になっておりました。硬直化が進んでいるなという感想を持っております。今後の収支改善策などお聞かせいただければと思います。

委員長（高橋幸雄君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

経常収支比率の関係で御質問がありましたけれども、私どもこういった立場になって、平成15年からですけれども、地方交付税の削減・縮減等々、経済不況等ということで財政状況が圧迫をしている状況の中で、足寄町としても、この間の起債等々の償還等々でそういった経常収支比率、起債制限比率、実質公債比率等々も数字がすべて上向きといいますか、悪い方向に進んできたところでありまして、私どもの判断としては、大型事業等々の償還等々も含めて、平成20年度が大体のピークを迎えたというふうに理解をしているところであります。

政府の方も一時ほど、地方交付税の減額等々が一定程度下げどまりをしたという観点でございますけれども、決して上がってきている状況ではありませんけれども、平成19年度に下げどまりしたということで、20年度、今年度もそうですけれども、若干の増額といった状況になってきているところであります。

そういった面でいろんな自律プラン等々含めて財政シミュレーション起こしているところでありますけれども、冒頭申し上げましたように、平成20年度が大体のピークだということで、先ほど言ったいろんな指数等々の数値は今後下がってくるといったことで、じゃあ具体的な方策等々を考えているのかということでございますけれども、別に3年間の実際公債比率という部分で今、国に、前回議会でも公にいたしましたけれども、開示をしているところでありますけれども、そう

いったことで子どもは具体的な適正化に基づいて一定程度の方策はとっているんですけども、取り立ててその繰上償還を特に今年度何億円にするとか、そういったことでそういった比率を下げるといったことはしておりません。

あくまでも自律プラン、総合計画等々に基づいた事業実施の中で、自然減でいけるということで数値は下がってくるということで理解をしておりますので、議員御心配のように、今の状況等々からいけば、今後厳しい状況も展開が予想されるのは十分承知をしておりますけれども、もう一つあるのが、今の政権がかわりましたので、そういったことで大きな財源としている交付税の推移というのも今後も注目をしながら、そういった財政運営に当たっていききたいということで、くどくなりますけれども、議員御指摘のとおり特にこういった手法、手段等々でやってるのかといったことではございません。

ただ、何もやってないかということ、そういったものでない、人件費等々の抑制ですとか、それですとか一般公共事業等々の関係等々についても、かなりこの間圧縮をしておりますので、そういった結果に基づいて数値は下がってくるということで申し上げたいというふうに思います。御理解のほどよろしくお願いいたします。

委員長（高橋幸雄君） 2番 榊原深雪君。

2番（榊原深雪君） 今お答えいただきましたが、決算の審査しておりますときに、やはりこれは費用対効果ということを考えますと、まだまだ改善の余地があるんじゃないかというのが多々見られました。

その中で自主財源をふやすということはとても大切なことではありますけれども、今のこの経済状況を踏まえたところ、この人口の形態ですね、我が町の、考えると、なかなか大変ではないかと思っております。

そこでやはり一番大切なことは、自主財源って自分で働いたお金、そして依存財源は

親の仕送りと、私は町民の方にちょっと説明、財政のことで説明求められたときは、そういうふうに簡単な表現で説明させていただいてるんですけども、まず自主財源、自分の働いたものが減りますとね、何をするかといったら、やはり100円のパンを70円のパンで我慢するとか、やはり自分で経費を節約していくということも大切な要素ではないかと思っております。

そこでやはり来年度の予算の折には、やはり各課とも経費の削減ということも重点を置いて、費用対効果というところを重点的に見られて組まれていってはいかがなものと思いますが、そのことについてお尋ねいたします。

委員長（高橋幸雄君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

議員仰せのとおり、当然、毎年毎年、これから来年度予算につきましては、今後年末に向けて予算編成をやっていくわけでありまして、そういう中であって、これは毎年毎年この経常経費の関係についてもしっかりと査定をしているつもりでありますけれども、まさしく審査をいただいたときに、まだ改善すべき点があるんじゃないかという御指摘でございますけれども、これはその御意見を真摯に受けとめて、当然点検をしっかりとしながら予算編成に当たっていききたいというふうに思っております。

なお、当然義務的経費部分でいきますと、人件費なんかにつきましては、この決算資料を見ていただければわかるとおり、人件費なんかについても、自律プランに基づいて職員の抑制を引き続き図っているということでございますから、減らせるものは着実に減らしてきてるなというふうに認識をしておりますけれども、より細かな部分で費用対効果のことも含めて、それはしっかりとした仕分けもしながら対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 他に。

4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 私、まず最初に、一般会計及び特別会計の決算審査の中から歳出の概要という欄で、平成20年度の不用額が1億5,784万9,087円という金額の中で不用額がここで1.7%というパーセント、いわば予算現額に対する比率ですけど示されております。このまず落ち込んだ要因がどこにあるか、まずお伺いをいたしたいと思っております。

委員長（高橋幸雄君） 答弁調整のため、暫時休憩をいたします。

午前11時18分 休憩

午前11時19分 再開

委員長（高橋幸雄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） 決算額での不用額の数字的なお話でございますけれども、昨今、先ほども副町長が申してますように財政事情が厳しくなっているということで、不用額というのは減少傾向にございますが、その予算組み上、じゃあ今まで甘かったのかということにはなりませんけれども、やはり結構シビアに詰めた中での予算計上で、総体的なお話で申しわけありませんが、シビアにやってきた結果、予算の不用額の減少傾向にあったと。

いわゆる次年度に対する繰越金等の額も減少してきておりますが、それだけきっちりやってきたということかなというふうにとらえてございますが、個々の事業に見れば、それぞれ大きく予算執行残、3月で落とし切れなかったもの、事業の継続上落とし切れなかったもの等々、要素いろいろございますけれども、おしなべて総体的なお話を申し上げます、厳しく削減を叫んできた結果かなというふうにとらえてございます。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 4番 井脇昌美

君。

4番（井脇昌美君） 今の答弁において、厳しく検証されながらこの数字だということを説明されました。私はね、ちょっと疑問に思うんです。

というのは、通常、私は4%前後という不用額の数値だと一応認識していたわけですが、通常ですね。だから先ほど13番議員さんが不納欠損だとか財政の一連の關係に触れていましたけど、まさにそのような問題にも本当に重大なことに関連してくるんですけど、もっと私は慎重な予算のあり方であるべきではないのかなというふうにこの数値からいっても思うんですけど、それは厳しくやってきた結果だとおっしゃいますけど、その辺はどうですか。

委員長（高橋幸雄君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

先ほど申し上げました個々にそれぞれの執行上いろいろ、細かい話ですが燃料単価が下がったとか、それから事業精査において3月議会で落とし切れなかったものとか、そういったことでの不用額というのは、これは生じるのはいたし方ないことかなと。

予算主義でいっておりますので、実績主義ではございませんので、どうしても3月までの年度末を迎えるに当たっては、赤にならないような状況の中で支出予算等を組み込んでございますので、そこら辺の若干のゆとりとってはあれですが、見込んだ中で毎年こういった不用額というのは生じるわけでございますけれども、額的には抑えてきておりますので、その辺は抑えてきてるといいますか、シビアにその予算計上するようにということの指示徹底のもとに、また、予算額についても適正な執行ということでのお願いということでやってきた結果的に、過去から見れば不用額の減少という、数字的にはですね、そういった状況になってきているのかなというふうにとらえてございます。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 非常に状況がこういう状況の中で、精査・検証されながらやってきてのこれは、非常にですけど先行き心配が懸念される数値なわけでございます。

さて、続いて住宅費の関係のことでちょっとお伺いをいたしたいと思います。節の15節で原材料費で、ここで何だ、これは、7節より賃金を払ったのかな、16節で29万6,000円というのがいわば流用という流れ、あり方、予算のあり方なんですけど、我々議会も、この予算の議決に対しては本当に慎重に期して臨んでいるわけです。

確かに、このことに対しての法的な問題に触れることではないんですけど、流用のあり方というものをもう一回検証していただきたい。

というのは、まず先ほどの一般会計の決算審査意見書の中に、予算執行状況の中で総務費から2件出てるわけですね。5万2,000円ですか、これ、流用ですよ。続いて民生費から1件10万4,000円、衛生費は1件4,000円ですね、農林水産業費については3件で2万5,000円、それから土木費については4件で107万2,000円、10件で金額的にはさほどの大した金額ではないですけど、125万7,000円前後になってます。

災害復旧に対してのこの予算の充当というのは、これはやむを得ないにしても31万3,000円、これは充用ですから、これは恐らく予備費から何か充てたんだと思うんですけど、これは充用は災害復旧なのでやむを得ないにしても、この流用というのはどのように考えておられるのか。

私、非常に、まして監査の監査費用のところに、これ監査委員の費用についても流用されてますね。何でもこれ流用流用って、これ本当に私は遺憾にむしろ思うわけです。予算のあり方というのは、もっと慎重に、かつ適切に私は遂行されるべきだと思うんですけ

ど、まず今の私の問いにお答えを願いたいと思います。

委員長（高橋幸雄君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

それぞれの予算を議決をいただきまして年間予算を総体で組むわけでございますけれども、予算執行上、予想にしないようなものが生じたときには、流用という処置も財政、財務処理上認められていることではございますけれども、議決をいただいて、それぞれが細節までの議決ということではございませんけれども、説明事項として、これこれの費用にはこれだけの額がかかるということで、総体的に議決いただいているものでございますので、いわゆる1年間の町の計画書というべきものでございますので、それについては忠実に執行ができるような方向で進むべく姿勢はおりますけれども、中におきましては、緊急に出た、また、予想していたよりも大幅に予算が上回った執行をしなければならないというそれぞれ個々状況がございましてけれども、逐一その一事象に対して臨時議会を開き、皆様に審議いただいて議決をいただいて増額補正をしなければならないというようなことをやってますと、相当回数は議会を開いていただかなきゃならないというような事態になります。そういった中で執行側として、事業費ベースの中で執行できるものであれば、許される範囲といたしますが、流用が認められている最大限この程度、行政側の判断で可能かなというような中におきましては、こういった処置もとらせていただきながら、臨時的な急に必要な財源が必要だというときに、流用という手法をとらせていただいております。

なおかつ、流用等できない場合については、今、予備費等から充用させていただくというようなそういう手法もございまして、しかしながら、今後におきましては、井脇議員御指摘のとおり、予算に充てた計画どおりに執行できるような形の中で取り扱っていき

たいと思いますので、御理解のほどお願いいたします。

委員長（高橋幸雄君） 代表監査委員、答弁。

代表監査委員（川村浩昭君） 流用の部分につきましては、自治法の中で決められていることでありまして、私たちが審査した中においては、流用については認めたということで判断しております。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 監査委員に申し上げますけど、4番議員は流用が違法だということをおっしゃってないんですよ。

私が委員長として監査委員に答弁を求めたのは、本来図るべき立場にある監査委員が、本来の予算審議以外の中で流用してるとはということなんだという疑問の念を呈しているわけですから、それに対しての答弁を求めているんです。そのように理解して答弁してください。

法制局長官に求めているわけでないんだ。みずからの執行について、監査委員は一定の置かれてる立場があるわけですから、それに基づいて4番議員はお尋ねしてる。

暫時休憩をいたします。

午前11時31分 休憩

午前11時33分 再開

委員長（高橋幸雄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

今、4番議員は、流用について違法とかなんか、これは法的に認められてる範囲内で執行するわけだから、議会は款項だけが議決であって、あと目節は執行科目ですからね、そのことは十二分にきちっと理解した上で質問してるんですよ。

監査委員については、特段一定の法規範を示して、みずからの予算議決というものを尊重した中で執行しなきゃならん立場にあるにもかかわらず、そういう状況があるのはどうかと、こういう疑念の念を呈して4番議員質問してるわけで、その質問の趣旨を十二分に理解して答弁してください。

代表監査委員、答弁。

代表監査委員（川村浩昭君） 先ほど総務課長の方からも申し上げておりましたけれども、補正予算のいとまがないという理由につき、予算執行をしたものであるというふうに認識しております。

以上です。

委員長（高橋幸雄君） 代表監査、それ以上のコメントはないんですか。置かれてる立場の職責上の事務執行についてね、その辺についてお伺いしてるんですけども、前段の答弁ですと、ごく当たり前のそれなりの答弁ですよ。なければ結構です。

それでは、質疑を続行してください。

4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 代監さんにお聞きしたところで、そのような答弁しか得られないということなもんですから、これはまあ現在も新年度の入ったの歩み中、進行中ですから、その辺の流用のあり方というのをもっと私はですね、前後またしましたけど、総務課長から非常に細かなとこまでの現況というのを説明させていただきましたが、今本当に、今も申しました新年度ももう約半年も経過しつつあるところで、概略の何か私はね、流用というものが本当にこれは法的には何も触れることではないんです。

だから、常にその辺の予算組みと予算のあり方というの、議会もやっぱり経過として、議会の承認得てきたんでないかというようなお話も確かにそのとおりです。

我々も一つ一つそれに議決をした、審査も一生懸命した、そういう過程もありますけど、こうして年度、前年度の集計すると、常に流用流用というのが10件以上、監査委員さんのも含めたらこのような数値で、私は予算のあり方ということが慎重さを何か欠いてるんでないかなと。

大体のというそのイメージで、先ほどのおおむねなんていうようなことはないでしょうけど、おおむねというイメージで予算組みがされてるんだったら、これは大変なことで

あって、この流用そのものの金額が小さいからいいというもんでなくて、災害のお話もちらっと先ほど課長さんからされました。だけどこれは理解してるわけです、これは充用してるわけですから。

ですけど、充用と流用のあり方というのはもう一回、これはもう予算の設定の仕方ですから、それがもう一つ僕は甘いんではなからうかなということも思ってるんです。最後にその辺の課長さんの思いというものをもう一度お聞きして、まずこの一件を締めたと思います。

委員長（高橋幸雄君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

まず、予算が甘いんじゃないかという御指摘でありますけれども、この流用の内容等々を見ていただければ、一定の理解はしていただけるかと思っておりますけれども、数字的にはそんなに大きなものではございません。

多いのは旅費ですとか役務費が多いんですけども、当初計画では予算要求時点では、例えば公用車で行けるこの場所で会議が開催されるだろうという前提で予算を組んでたとしても、実際実施をされるときには、それが帯広から札幌に多いですとか、そういったことで一定の回数等々の想定はできますけれども、その会議の場所まで具体的に決められないということがあったり、負担金の関係で、会議負担金が当初3,000円予定してたのが2倍になったとか、場所によっては会場使用料等々もありますので、そんなことで私ども当初予算を組む中で、じゃあすべてその辺まで具体的にできるかという、これは限界がございます。

そういった部分で、当然議員御指摘のようにそういったシビアな予算に徹底をするという部分では、私どもも十分今後対応してまいりたいと思っておりますけれども、結果としては、総務課長申し上げましたように、議会を招集をして予算の議決をいただくというようなことも、場合によっては求められないといいま

すか、必要がないという判断を、一定程度自治法上の私どもの権限の中での流用というのは、一定程度ケース・バイ・ケースでの対応というのは、これはいたし方ないというふうに私どもは理解をしているところでありますので、一定の御認識をいただいて御理解を賜りたいということで、よろしくお願いをしたいと思います。

委員長（高橋幸雄君） 4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 続きまして、緑資源機構のいわば作業道整備についてお伺いをいたしたいと思っております。昨年度の町事で19号、20号において下斗伏作業道整備、1工区ですね、これが187万9,500円、572万2,500円と、この工期完了、6月の23日、24日という契約の中で、私はこのことに対しては現地は見えておりませんが、私なりにいろんな経験を踏まえた中で適期だと思うんです。

その後69号から70号、これは下斗伏の第3工区132万円、前払い金と書いてますね、前渡金ですね。12月のそれに工期が終わってから235万5,000円支払われてますから367万5,000円ですか、それと70号では661万5,000円という作業道整備に実行されております。

この跡地いわば検証、まずこの作業道をされましたでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

委員長（高橋幸雄君） 答弁調整のため、暫時休憩をいたします。

午前11時41分 休憩

午前11時50分 再開

委員長（高橋幸雄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

なお、答弁席にまだ答弁者が見えておりませんので、その間暫時休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午前11時52分 再開

委員長（高橋幸雄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

経済課長、答弁。

経済課長（鈴木 泉君） お答えいたします。

冬期間の工事でございますが、機構造林上斗伏第3工区作業道整備工事が工期が平成20年11月7日から、完成につきましては平成20年12月25日となっております。検定におきましては12月16日に検定しております。

2件目でございますが、機構造林上斗伏第4工区作業道整備工事でございます。着工が平成20年11月14日、完成が平成20年12月25日でございます。検定につきましては、同じく12月16日に検定を実施しております。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 私が問うたのは、検定の時期は今言ったように12月16日ということで、工期が25日ですね。その後の検証をしますかということをお聞きしたいです。

検定はわかってるんです。工事が終わって、はい、その現形のまま通行しないでこのような形で写真を撮り、検定員の職員さんの人がそこに現地を立会して、規定のいわば幅員であり、規定の砂利を散布したのであれば幅を測量するわけですから、規定の距離を測量し検定はするんですけど、その後の私は効果を問うてるんですからね、その後の一定検証、現地の検証されたんですかと、それを問うてるんですけど。

委員長（高橋幸雄君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 御質問にお答えをいたします。

工事が冬期間ということで、ただ、検収はちゃんと、ちゃんとというか、その設計に基づいての検収作業は当然終わってるだろうと、その後その道路に対して検証がしっかりできてくるのかといった御質問だというふうに思います。

私ども町有林の維持等々に嘱託職員を配置をして、道路パトロール等々、森林パトロールを含めて実施をしているところでありますけれども、えてして、作業道等につきましては、もともと構造規格が不十分といえますか、一般の町道等々の性格とは若干変わっておりますので、重車両等々が通ったら、必ずというわけではありませんけれども、かなり荒れてしまうと。

そういった状況の中で一定の維持管理がなされない状況でいけば、かなり工期が終わって1年以内なのにもかかわらず、かなり道路が悪くて、もうほとんど使えないような状況があるということは、私どもも一部聞いているところであります。

そういった部分では、私どもの反省としては、これ機構からの補助といいますが、そういったことで町が実施をしている部分もあって、私どもが実施計画書を作成をして提出をして機構承認をいただいた、機構側から承認をいただいて施工実施するといった作業を踏んでいくと、こういった時期になってしまうということがあって、今後におきましては、私どもの実施時期をもっと早めるんですとか、国側の予算の関係もあるんでしょうけれども、そういった部分を早めていただいて、なるべくいい時期に工事を実施をし、さらに維持管理についても、定期的な点検等々も踏まえて、作業道を一定の維持をするというようなことの方で今後実施をしまいたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

委員長（高橋幸雄君） 4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 非常に私も今こうして質疑をさせていただくわけでございますが、関連事業体という業種の中で、実はけさほども委員長にこのような質問でというお伺いも立て、委員長も、直接及び間接でも携わらないんでなければ、質問を慎重に言葉を選

びよろしいのではないだろうかというまで、私も質問するには多少慎重を期してさせていただいてるつもりです。

ただ、今までの数十年間の経験上、この林道としては効果ということに対して、私はほぼ、ほぼ私はね、時期的に最悪の時期に事業を起こしている。

2年ほど前か、緑資源機構の所長とも実はお会いし、その一件の部分の話したところ、いや、全然知らなかったと、全然知らなかったというんですよ。

ただ、その間に私は、非常にこれは町の林道、町の判断でこれは実行してるんでないわけですから、これは私も百も承知でお話を相談をさせて、相談というか、お聞きしてるわけなんですけど、この間これだけの国費を使って町のいわば検証があり実態を見てもらえば、私は現に、6月にこうして完成工期というものが現に実行、昨年度もされてるわけですから、6月の末にですね、それが私はもう少し密にすべきではなからうかなと。

そして、各所管の人らもやっぱり懸念、調査もされてるわけです、議会の人らもですね。ただ、夏の時期のいわば砂利の散布等々も適正に散布しながらも、いろんな天候の関係で雨期の都合で余計な砂利を散布したり、いろんな気象条件によっては困難をきわめる非常に作業にもなるだろうと、車もまた容易に動ける状態でないと、そういう非常に一長一短もありながら、所管の方々も非常にそのことは調査をされ、認知しながらでも今日に至ってると。

その間、結局町の方が、今、水源涵養という機関の名称に変わってきてるんですけど、その職員の人にやはり密な現地のまず立会をしてもらうと。

5年、10年前にいわば設置整備した、作設した作業道がこんな状況ですよと、その中で私はもっと深い密な連携を図れば、私はこのように実際昨年も6月の末に、くどいようなんですけど実行されている作業道の作設というのはあると思うんですよ。

ただ、今、副町長からの答弁で、予算化のいわば成立・実行等がこの時期にということではえてしてあるんです。国の建設関係もそうなんです。

非常に効率の悪いときに予算化されて、冬期間その作業が盛んにやらなくてはいけない、工期は3月末だというやはり本州方面の、林道もそういう傾向にはあるんですけど、そこをもう一つ効果だとか、いろんなことを踏まえた中で、北海道は北海道、足寄町は足寄町に適した私は費用をそこに投じていただくというためには、こちらから委託されてる町がしっかりと御説明をすべきではなからうかなと、今後ですね、そういうことを申したいんですけど、いかがですか、最後にですけど。

委員長（高橋幸雄君） お諮りいたします。

午前中の審議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩といたしたいと存じます。

なお、4番議員の答弁については、午後1時の再開後に答弁をいただきたいと存じます。

1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長（高橋幸雄君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 井脇議員の質問に私の方からお答えをいたします。

御案内のとおり作業道の整備につきましては、施業計画といえますか、例を挙げますと、地ごしらえ、造林、下草刈りですとか、その他もろもろの事業計画に基づいて、その事業のために作業道をつけるということでございます。

基本的には、仮にその施業計画が年度をまたがって実施をする場合について、そのときに仮にそのつけた作業道が通れる状況でないということであれば、当然これまた補修をしながら利用をするということでございます。

そこで、その作業道をつけた予定した事業が終わった場合については、その道路については基本的には維持補修はしないということでございます。通常の林道とはちょっと違いますので、そのところは分けて考えていかなきゃいかんことだなというふうに思っております。

ただ、議員御指摘のその作業道を施工する時期、これはまさしく冬期間にするのがいいのかどうなのかというのと、これはもうそうではなくて、適期にやるのが、作業効率も含めてこれはいいことだというふうに思いますので、その点につきましては、これは町の単費は出してないとはいえども、これは今現在、森林総合研究所の森林農地整備センターとの連携をより以上に密にして、施業計画とあわせてその作業道の工事の期間、これについても今まで以上に密接な連携をとらせていただいで、適期にそういった工事が行えるように、十分配慮をして実施をしていきたいというふうに思いますので、御理解賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 今、町長の方から前向きな、十分状況を判断しながら、また密な連携、打ち合わせを図るということで、本当にそのとおりだと思うんですけど、そのことに含めて、昨年、札幌の林業会館の1階に緑資源機構の事務所が札幌支店にあるんですけど、こちらの方から調査等々の札幌の職員さん、所長も含めて、こちらの役所の方には当然寄られることも多々あったらと思うんですけど、こちらから改めているんな打ち合わせ、お願いも含めて札幌の方に、昨年場合は緑資源機構の方に幾度ぐらい出られましたかね、経済課の林業振興室が担当してるんですけど、札幌の方に幾らの日にちぐらい、一応打ち合わせとかお願いも含めて行かれましたでしょうかね。

委員長（高橋幸雄君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

担当の職員が何回行ったかというのは、ちょっと手持ちの資料はございませんけど、基本的には全道共通する、今、正式名称かどうかわかりませんが、機構造林にかかわる全道の町村、これは定期的な会議含めて、担当職員というのはせいぜい年に2～3回というふうに思います。

ただ、私自身は、札幌出張あるたびに、時間があれば必ず寄るようにしております。先日も札幌出張の際には、会議の前段にお邪魔をさせていただき、たまたま朝一で行ったものですから、ちょうどその日は、またうちの事業の関係で所長以下担当の係員が、いやいや、町長、これから足寄に行って打ち合わせをするんだということです。

ですから、実際の具体的な作業の関係につきましては、札幌の方からこちらの方に現地に出向いていただいて協議をさせていただいてるというのが実態といたしますか、こちらから作業の関係について出向いてというのは、まずゼロとは言いませんけれども、そういう状況になっておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

委員長（高橋幸雄君） 4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） わかりました。そういう町長みずからが資源公団、いわば機構の方に寄られてるということで、まずそういう事業も含めた中で、私も記憶戻せば、もう5年ぐらい前になりますかね、一般質問の中でこのことにちょっと触れさせていただいた記憶があるんですけど、緑資源機構のことについて。

そのときの向こうの所長さんの話は、たまたま見えますかったら、いや、ほとんど年に何回も来ないですよという、これは一般質問のときに同じ言葉を私発した記憶が残ってるんですけど、やはりついでに町長みずからが寄ってくれた、それと向こうから出向いて、それこそついでに足寄の役所へ進捗状況も、

調査ですね、調査の進捗状況も含めて今年度もやられたはずですけど、寄っていただいと。

その枠決めというのは、全部もう事業の量というものは、道路の作設も含めて、立木も含めて札幌で一応計画なしてるもんですから、私はもう一歩職員さんが、現況も含めた中で札幌の方にこちらからわざわざ、それこそわざわざ出向いて行って打ち合わせをまた機会あればしていただきたいもんだなど。

足寄町の大きな大きな今財源なんですよ、町長も御存じのように。その中の対効果なんていう、もう合わせる間もなくのこの機構というのは、言葉は適切じゃないかもしれないですけど、足寄町にしてみれば米びつみたいな、まして新しい新政権にかわって非常に私も一町民として不安に思ってることは、法人に対してもすべて補助金を切るということを新政権の中で打ち出されて、当然この機構が対象になるわけですから、その中で密なやっぱり職員さんの行動、今の私のお話しさせていただいてるこの事業の実施時期もとらまえて踏まえた中で、この事業の計画というのも含めて、機会あれば今後別に、ついでじゃなくて、何とか町長も引率していってもいいですから、一緒に私は職員さんの現地に詳しい職員さんも含めてお願いされたら、何とかいい方向にまた違う形で助けてもらえるのではなからうかなと思うんですけど、その辺ちょっと最後になりますけど。

委員長（高橋幸雄君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

今まさしく議員言われました政権がかわったことも含めて、先日お伺いしたときにも、その動きが一体どうなっちゃうのかということも含めて、ちょっと所長さんと意見交換をしてきたところでありましてけれども、目下のところはまだわからないという、見えないという状況でございます。

ただ、私も言わせていただいたのは、新政権になって総理みずからがCO₂の削減、日

本については従来以上に高い数値を世界に向かって明言したわけですから、そういう意味では、やっぱりCO₂の吸収という意味では、やはり森林がこれはもう最たるものでありますから、そういう意味では、状況的にはむしろ上向きになることを私自身も期待しているし、もちろん私自身も、この機構造林に関する部分では全道の副会長も仰せついておりますから、会長は南富良野の町長がやっておられるんですけども、今年度もたまたま中央の役員会、南富良野町長がちょっと都合悪くて、かわりに行ってくれということだったものですから、私がかわりに全国の会議にも出席をさせていただいて、その節も、林野庁長官初めいろんな陳情活動も一緒になってさせていただいてるといようなことでございます。

議員仰せのとおり、私もやはり我が町では、やっぱり全道一の機構造林地を抱えてるという町だというふうに思っていますし、これはやはり収益率につきましては6：4ということがありますけれども、とにかくこれは我が町にとっては非常に大事な事業、あるいはこの組織も大事な組織だというふうに認識しておりますし、これからの事業展開についても、場合によっては、当然私と職員も一緒になってそういう要請行動も状況によってはすることもやぶさかでございますし、当然積極的に引き続きこの事業については取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいというふうに思います。

委員長（高橋幸雄君） 他に。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 一般会計のまちづくり交付金事業について、銀河ホール21地区の南1条通ですけれども、大体でき上がってきたところをことし見たわけですが、あそこ段差があって、道路を向こうへ突き抜けることができないところの一つだったと思うんですけども、今見たら、縁石はあったけれども、段差なんか全然なくて解消されていた。

北区の方こそ段差、もしかしたらまだちょっとあるのかなということもあるけれども、南側の方は全然段差がなかったかなと、縁石で区切ってあるだけだった。

これだったら、わざわざ嫌がってるところを無理やりどかして、しかも今空き地になってしまっていて、そこを南1条通として長く、1億もかけてその道路をつくることよりも、駅の駐車場を入ったらすぐに向こうへ突き抜けるような、そういう簡単な工事でもよかったですのではないかなと思われるわけですが、これからは、もうつくってしまっているんだから、縁石をちょっととって、駅のわきからも向こう側へ抜けるというような道路をつくるということはできないのかなということをお尋ねしたいと思います。

委員長（高橋幸雄君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

まず、南1条通は今年度事業施行の關係の工事を指しておられるのかというふうに思いますけれども、もう既に改良は終わっております、今年これから舗装工事をして供用開始ということで、作業工程どおり作業は進んでいるところであります。

駅裏につなぐ道路というのは、この間議会の方からも再三、何回かお話が、議員さんの方からもお話をいただき、その都度回答はさせていただいているところでありますけれども、北側の方で駅裏、福原さん側に抜けていく、そのことについての御質問であれば、あそこは今擁壁の工事をやっております、段差が約1メートルの、今の交通広場をつくってバスタッチをつくるんですけれども、そこと駅裏のいわゆる福原さん側の道路の高低差というのは約1メートル、ちょうど1メートルぐらいだと思います。

それを今の道路基準で国道側に持ってくると、どうしてもスロープ状になるというのはこれは明らかでありまして、そうなったときに、今現在バスタッチを今交通広場の方に移動させるんですけれども、その出入りに大幅

に支障になって、交通広場のまだ北側には、これも計画をしておりますのは駐車場をつくる予定になっておりますけれども、そこ分断がされて、高さが1メートルあるので道路勾配がとれないかという構造的な問題だけではなくて、その広場と駐車場を分断をするということで、そういった部分も含めてこれは平成18年だと思いますけれども、総務の合同の委員会の報告にもありますけれども、そういったことでその道路は断念するというようなことで報告がされてますけれども、そういったことも含めて私どもも検討した中で、議会と同様の御判断を申し上げて工事整備を着々と進んでいると、そういった状況でありますので、御理解を願いたいというふうに思います。

以上です。

委員長（高橋幸雄君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 議会とも御理解をいただいたということだけでも、私だけがその使いにくいやり方について反対をいたしました。

今、北側はスロープ状になる。私が今言っているのは南1条通、これまちづくり交付金事業で出てきているのは、これは平成20年決算にかかわる主要施策の成果等報告書及び基金運用状況報告書の中の64ページに出ている南1条通のことなんですけれども、もちろん北の通りの方、北側のことに対しても、わざわざ分断する必要はないんじゃないか。

そして、植栽の場所よりも、福原と一体化した駐車場をつくってほしいと、植栽は、狭い駐車場になってしまうから余り要らないのではないかという意見がある。

これからやるにしても、本当にそっちの方もね、北側の方もそうやって町民の意見を取り入れた形の作り方をしていいたらありがたいなと思うわけですが、まず私が問題にしているのは、南1条通の方ですね、南1条通もさることながら、そんな遠回りしなくても駅のわきからすぐ、段差も何もないから

入り口、車の出入りする入り口をこれからもつくることはできないだろうかということをお聞きしたいと思います。

委員長（高橋幸雄君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 今、駐車場広場工事のその2工事を今後発注をする予定になってますけれども、今の現況でいけば、今暫定で駐車場を生かしております。砂利になってますけれども、その1工事で一部駐車場を供用開始をしているところでありまして、その部分であれば、駐車場横断をして駅裏に抜けるということは可能です。

今、議員おっしゃられるように南1条通、クランク状にかぎの手に曲がって福原さん側に抜けるようになってますよね。そうじゃなくて、今バスが入って出るといったその入り口が大体今後の駐車場の入り口になりますので、その部分を通っていけば、駐車場を横断していけることにはなりません、結果として。そういうような構造にしてありますので。

ただ、それが日常的な当然目的は駐車場の出入り口でありますから、それで駅裏に抜ける、駐車場の中を通って抜けることは可能ですけれども、それがいわゆる一般公道としてそういった利用をする前提でこれは構造的にはつくっておりませんので、抜けられないかと言われれば、抜けれます。

そういうことで御理解をしていただきたいんですが、あくまでも道路は、南1条通から入って、かぎの手に曲がって駅裏に出るといったことで道路整備はしているところでありまして、御理解願いたいと思います。

委員長（高橋幸雄君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） やはり理解はできないなと。遠回りする道路よりも近い道路、使いやすい道路、使いやすい駐車場というのが望まれているところだと思うので、そのことについて検討をしていただけたらいいなと思います。

そして北側についても、どうしてもスロープ状で、道路をつくらないという執行方針な

のだから、ここで何を言っても仕方のないことなのかもしれないけれども、町民の意見ということに耳を傾けていただけたらありがたいなと思います。

今後に当たっても、やはり町民がここは使いにくい、こういう状況にしてほしい、抜け出るようにしてほしいと、そういう要望が強くなってきたら、十分考えて使いやすい道路をつくっていただきたい、そう考えていますので、よろしくをお願いします。

委員長（高橋幸雄君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

副町長がお答えしたこと、さらにはこの間の議会の中でも私の方からお答えをしているとおり、矢野議員は、町民の意見を聞いてということでございますけれども、当然今の現状、工事発注も既にしているわけでありまして、この前段では、それぞれ意見を聞く、検討をしていただく場も設けながら、あるいは議会といたしましても本当に総務、当時は産経と合同委員会でもやって、私も一番最初検討したのは、北1条通から抜けないかということで検討したわけでありまして、これは先ほど来からお答えしているとおり、勾配の問題があるよと、高低差の問題があるよということも含めて、やっぱり駐車場としての利用価値のことも含めていけば、これは非常に難しいということでこれを断念をした経過があります。

その前提に基づいて計画を立てているわけでございますから、決して町民の意見を聞いていないというわけではございませんので、そのところはぜひ御理解をいただきたいなと。

議員仰せの今後そのことも含めて検討できないかということにつきましては、少なくともこの間の経過含めてそれは不可能だということで、はっきりお答えをしておきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 12番 大久保優

君。

12番(大久保 優君) 平成20年度の決算ができ上がって拝見したところでございますが、この1年間、執行部はしっかりと町民の精神に基づいて行事を執行されてきたと思います。

それで、財政がこれだけ縮小されてる中で、いかに経費を削減して町民に効果がある事業をやるかということが最大の使命だと思っております。

その一環として4年前、4年弱になるんですけども、町長は大課制をしかれましたね。そのときに、大課制の目的というのは、やはり事業の課内の合理的な作業の仕方だとか、いろいろ目的を持ってつくったと思います。その中でまだその組織がきちっと完成されていない、というよりか、まだ手をつけてないような状態でないのかなと。

要するにどういうことかという、今、総務課だけでも見ると、要するに残業の時間見ても、時間的に総務課の室の中の担当の残業ばらばらになってると。これはわかります、事業量が違うから。そういうほかの面も課とか室を見るとそういう見えるんですけども、やはり職員の仕事量の平均化、平準化というんですか、そういうことも大事なことであるし、やはり課の連携も、室の中の連携も大事なことであると。

それで職員にちょっとお伺いしたんですけども、まだその辺の内容取り組んでないということでお聞きしたんですけども、要するに室の中のいろんな担当がありますよね、それを一つにまとめて効率のいい作業できないかという方法もいろいろ検討されることだと思うんですよ。

だから、せっかく大課制に町長がされたわけなんだから、これを有効に活用する方法をこれから考えていかんとだめだと思えますね。

それともう一つ大事なことは、組織の系列というんですか、要するに上下関係という表現は適切でないかもしれないけど、やっぱり

担当によってしかれてると、その組織の統制とか、それしっかりとやってもらわんと困ると。

やはり職員が飛び越して、上司を飛び越して上の人に物を話すというそういう組織というのはあり得ないことですから、やはりきちっと職員同士の円滑化、円滑な伝達関係を組んでいかないとだめだと思えますね。

そういうこともときどき私聞きますんで、そういうような組織づくりと体制づくりをきちっと特にこれからやってほしいと思えますんで、その辺ちょっとお伺いしたいんですけど。

委員長(高橋幸雄君) 町長、答弁。

町長(安久津勝彦君) お答えをいたします。

今の大課制、すなわち機構改革については、平成17年の7月から取り入れました。まさしく私が意図したところは、議員仰せのとおり、やはりこれだけ厳しい時代になってきてますから、人もどんどんどんどん減らしてきているということも含めて、人が減ったから仕事ができない、これは言い訳にも何もならないわけにありますから、これはやはり最小の経費で最大の効果をどう上げるんだということで、組織づくりの一番の基盤、基本となるべく組織のあり方を、大課制ということで実施をしてきたところでございます。

もちろん当初考えた機構までをというの、まだ完成形にはなってはおりません。ただ、もう一方では、途中経過でありますけれども、しかし、やっぱりここで17年、18、19、20、大体今21年ですから、大体丸4年経過したわけであります。

そこでじゃあ、到達点はまだ先にありますけれども、この間の中で最初意図したことがちゃんとできてるのかといいますと、今議員も仰せのとおり、ある職員はこう言っていましたよということ、私の目から見ても、これは当初意図したところとは、ちょっとまだまだ不十分な点がたくさんあるなど、もっと言えば、大課制にしたことよっての弊害といい

ますかね、逆な意味の部分も出てきてるのかな。

これは節目節目で私も、もちろん機構改革スタートするときにもお話をさせていただきました。仕事の片寄りなくそうと、平準化していこうと、時間外も減らしていこうと、そして住民の負託にこたえていこうと、これは何かというと、やっぱりこれまで以上に連携、これはもちろん課の中の連携、そして課を越えての連携をやっていかないと、これはもう仕事回らなくなるぞと、そんなお話をさせていただきましたところでありまして、今現在、私も決して満足できるような状況でないというふうに思っていますから、これは実は大胆な提起をさせていただいております。

本当にこれやっぱりスタートするに当たっては、全職員を挙げてそれぞれの課であるべき姿を議論していただいたつもりでありますけれども、しかし、どうも意図しているとおりに回っていないのか。

これは大胆な提起というのは何かといいますと、この大課制が逆な意味で弊害になっているという部分があるんだとすれば、これはもとに戻すことだってやぶさかでない、実はここまで私は申し上げております。

その場合については、当然議会にも説明をさせていただいて、言葉としては恥ずかしながらというのかどうかわかりませんが、仮に別な、もっと言えば、もっと短絡的にいいますと、単純にいいますと、従来の形に戻した方が仕事が円滑に回るんだということが職員総体の意向、意向といいますかね、そういう方向づけになるんだとすれば、それは私は議会に対しても頭を下げて説明をさせていただいて、こういうあり方でいきたいということもやぶさかでないという、こういうことも申し上げております。

そこで今現在、副町長を先頭に、今この組織のあり方については、再度、今検討をしているところでございます。

とりわけ、今年度末には室長職が大量に退職をするということもありますから、このこ

とも含めて新年度からの体制どうあるべきかということも、また本当にある意味初心に戻って検討をしていただいているという状況でございますので、また変化があれば、議会の方にもまた御相談といえますか、提案をさせていただきたいというふうに考えているということでございますので、御理解賜りたいというふうに思います。

委員長（高橋幸雄君） 12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） 以前も何かそのように聞いた記憶があるんですけども、要するに町長の執行の能力と言ったら悪いんですけどね、やはり町長のやりたい組織づくりを部下がよく理解していないということだと思っておりますよ。そして問題は、何か課長がきちっと自分の室を全部掌握してるかということも問題があると思っております。

例えば、一番大事なのはミーティングだと思っておりますね。それを月に多分1回かそこらしかやってないんでしょう。本来はその自分の課の流れをどう掌握するったら、朝5分でも10分でもミーティングして、各自分らの部屋、室のこの今日の動きは何だというぐらい掌握できないと、本来の目的、町長の言うことはできないと思っておりますよ。

要するに、どうも私は企業上がりなんで、行政のやり方が何か甘い感じします。厳しさが見えないんですね、おれたちにね。もっともっと厳しく行政を執行していただきたいということは、町民にどうやったらこたえるかということを常に真剣に考えて毎日を過ごさないと、本来の効率のいい行政は執行できないと思っておりますので、その辺肝に銘じて、また来年度に向けて、新年度に向けてやっていただきたいと思っております。

それと、前にもこれも同じく私も町長にお伺いしたことがあるんですけど、事業の評価ですね。これは本来は20年度の評価もうできてないと、次年度の事業に組み込んでいかないと意味がないということです。

多分評価はできてないと思っておりますよ。

各課の組織の中の見直しも大事だし、一つ一つの事業の評価、反省、それも素早くやらないとその効果があらわれない。それで今までの組織をそのままでもいいという考えじゃなくて、常に改革の精神を持って、そういう意識を常に持ってないと困ると思うんです。

私もよく老人ホームの民営化だとか、そういうことを言ってるんですけど、要するに町長はどのような考えで民営化するのが好まないのか、要するに本来を民営化したらどうなる、現状までどうやって、きちっと精査すれば、おのずから町民のための同じ効果出すんならどっちがいいというその結論出してから決めるべきだと思うんですよね。子どもセンターも対象の一つになるかもしれませんよね。

そういう事業評価を一つ一つきちっと査定をして、それが住民にとってどんな効果出るかということをはきちっと査定してから判断しなきゃならないと思うんですよ。とりあえず今後1年間でも向けていいから、まず1カ所でも2カ所でもそういう検討して、どれが住民のために一番いい効率的な事業になるかをきちっと精査して1年間やってもらいたいと思うんですよ。その辺ちょっとその考えもお聞きしたいんですけども。

委員長（高橋幸雄君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） ただいま事業評価について御質問、あるいは御意見もいただきました。事業評価についても、これは平成17年度からスタートしてます自律プランの中では、しっかりと事業評価も、そういう手法も取り入れてやっていきたいということでお示しをしたわけでありましてけれども、率直に申し上げて、事業評価まで至っていないというのが現状でございます。

そういう意味で大変申しわけないなというふうに思いますけれども、これは本当に毎年毎年、事業評価をしっかりと、この先に向けてどうやっていくのかということは、これは議員仰せのとおりだというふうに思いますから、できるだけ早くこの事業評価の仕組み

づくりといたしますか、そういった部分も、もう極端なことと言えば、全部一斉にできないんだとすれば、本当に議員仰せのとおり、例えばポイント的にも何点かでも引き出しをして、どういう形でまず事業評価すべきなのかということも含めて、そういう取り組み真摯にやっていきたいなというふうに思いますので、もうちょっと時間をいただきたいということで、御理解いただきたいというふうに思います。

委員長（高橋幸雄君） 12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） その言葉をきつく受けとめておきますけども、もうちょっとというから、できるだけ早い機会に期待できると思いますので、一応そういう事業評価をして、そして必ずそういうのもやっぱり結果を議会に示してほしいと。

そして、結果的にそれをどうするか判断は、またそれ考えればいいことですから、やっぱり平等なフリーな考えでやっぱりそういう一つの事業評価をしていかないと、実際の正しい執行どこにあるかというの見えてこないと思うんですよね。

それから、近い将来に勤務評価も入ってきます。これは私の勤務評価はこれは大変なことだと、私は前の職場にいたときから勤務評価あったんで、当然なことだと思ってたんですけども、これはもう人が人評価するわけですから、評価する人間もしっかりした考えを持ってないと困るんで、これから取りかかっていかざるを得ないとこなんで、その辺もしっかりと職員教育も含めながら、きちっとした考えで計画立ててほしいと思います。

それともう一つは、うちの所管で言いにくいんですけど道路の維持管理、4,000万ぐらいですか、あるのは。道路の維持管理で、私もこれ以前から一般質問等でお願いしてたんですけど、足寄町の道路はこれだけ広い道路が持ってますね、それでそして山の道路は、特に舗装ももう穴あいて亀の甲羅みたいな傷なってる所があると。

だから以前も、これだけの財政が逼迫してるから、できるだけ計画性を持って徐々にやっていかないとだめだよと町長が言ってましたよね。それも当然なんですけど、問題はもう一つ、町の中の道路ですよ。

これが町道といわゆる町道ですね、町道と、町道でも民地で町道、民地を町民が使ってる道路とありますよね。要するに町道になってない道路がありますよね、一般町民が利用してる。それと町有地を町道と同じく使ってる所がありますよね。道路の種類がそういうふうに三つに分かれてると思うんですよ、町。

それともう一つは、道路の表面の形態は、舗装と簡易舗装と砂利道と分かれてますよね。

それで以前もちょっと課長とその辺話したんですけど、維持管理とはどういうことなんですかということですよ、維持管理。その辺ちょっと見解を示してほしいんですけど。

委員長（高橋幸雄君） 建設課長、答弁。

建設課長（南岡雄二君） 町道に関しましては、私どもでは今路線としては395ですか、路線。実延長は465.2キロメートル、それから改良307、それから舗装延長が243キロ、未改良557となっております。

この部分について、私どもの方では車両室の道路維持の方を担当させているんですが、限られた人数でございますけれども、日々、道路の状況を巡回をし、そして次年度に向けて、それから応急もあると思えますけれども、大きく改良その他をしなければならぬ箇所抽出、それから応急的に処理できる箇所というものを調査をさせて、今上げるようにということで、今、路線に落とさせているところでございます。

ですから維持管理上でいいますと、急を要するものと、それから自分たちでできるもの、できないものというものを今区別をさせて対応をさせているところでございます。

以上であります。

委員長（高橋幸雄君） 建設課長、答弁漏れでございます。民地を公道に使ってる町道としての維持管理の見解をお尋ねしてるんです、12番議員は。その辺について答弁してください。

建設課長、答弁。

建設課長（南岡雄二君） 失礼しました。民地についてというところも、要するに道路認定をされていないところということで認識してよろしいんでしょうか。

それだとすれば、私どもについては、指定寄附を受けたところとかいろいろありますけれども、私どもとして、認定をされていないところにつきましては、現状としましては今のところ道路という、整備という、維持管理ということまで今手をつけていないのが状況でございます。

以上であります。

委員長（高橋幸雄君） 12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） 維持管理という理念をちょっとお聞きしたんですけど、抜けてるんですけど。

委員長（高橋幸雄君） だから維持管理は、だから町道に認定されないところは維持管理の範疇内に入ってないという建設課長答弁してますんで、不足であれば再質疑でどうぞ。

12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） それはそういうことでないんですよ。維持管理という概念はどういう概念だということなんですよ。

要するに早くいえば、舗装はされたと、それがはげてもう舗装以上高くなると、それをそのまましておくのが維持管理かということなんですよ。本来は最初の状態に戻す、管理していくのが維持管理じゃないのか、そういうことを聞きたかったんですよ。ちょっと答えてください。

委員長（高橋幸雄君） 建設課長、答弁。

建設課長（南岡雄二君） 文字どおり町道と認定されているもともとの町道としてなし

得ていた、成り立っていた道路に対して、今なお使いやすく、その現状により近い状況で皆様方に使っていただけるための必要な維持と管理をしていくと、そういう責務が私どもに負わされていると認識しております。

委員長（高橋幸雄君） 12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） 今の課長の答弁では、日々管理してると言われたけど、私はそれはちょっと疑問なんですよね。

簡易舗装が穴あいたって全然やってくれない、指摘するとやっとなんかという感じですね。日々管理してるんなら、そういうことがならんと思うし、もう少し、維持管理の予算がなさ過ぎます、これは。これはちょっとこの金額じゃあ、ずんずん荒れていったって、もとに戻せませんよね。

それで、たまたま舗装もこうやって穴あいてることで、舗装がもうだめになって砂利道になっているところを、穴だけ修理していくから、これは何だってちょっと指摘したんですけど、そしたらそのまま放ってあるんだけど、やはり維持管理の課長クラスも、課長もちゃんとやっぱりそういうことをきちっと、足寄町のそういうどんな状態とか確認して計画的にやっていかないと、急にはできないわけだから。

これからの12月に予算づけされるわけだから、きちっとやって、ある程度5年か10年でサイクルできるような財政にしていかないと、荒れっ放しになっちゃいますよね。その辺ちょっと町長の見解をお願いいたします。

委員長（高橋幸雄君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

維持管理、議員仰せのとおりでありまして、それがもともと舗装道路であれば、そういった舗装で将来とも維持を管理していくというのは当然のことですけれども、やっぱり問題は、財政的な問題になってくるんだろうというふうに思っています。

当然今の財政状況からすれば、一部舗装がいかれば、その一部穴があけば穴を直すといったことが現状でありまして、ただ、今年度、議会の皆さんの御理解もいただいて、町道の応急補修等の予算、舗装の補修等は二千数百万だったと思いますけれども、今、町中も一部かなりの部分を実施をしているところであります。

そういったことで、大きな部分については年次計画を持って地域のといいますか、幹線道路等もございまして、そういったことで対応はしていくつもりでありますけれども、町中の先ほど言われた私道、私道は、私道につきましては、残念ながら維持管理はしておりません。

ただ、福祉の絡みで除雪等々のやつにつきましては、話し合いの中で一部しているところもありますし、町有地で公衆道路、いわゆる公衆道路という部分については、できるだけ維持をしていくといったことで、先ほど課長は、専ら認定道路だけと言いましたけれども、かなり余裕があれば幅を広げているところでございます。

そういった中で、一部やっぱり一番悪いのは、簡易舗装であったり防じん処理をしたところの部分については、やっぱり期間が短い中で道路もかなり傷んできているといったのが実態でございます。

私ども考えるのは、長期的に見れば、改良をして舗装をして、恒久的な道路にしていきたいといったことで基本的には考えるところでありまして、そういった部分でいけば、単独事業ということになりませんので、そのときどきの補助事業等々有利な財源確保を目指して、計画的に実施をしていくということになっておりますので、やっぱり時間がかかるということでございます。

ですから、議員おっしゃられたように、一部穴があいててもなかなか直さないという部分での現実的な問題としては確かにございしますので、そういった部分では、段階的に直してるといったのが現状であります。

できれば、そういったことがないように、順次できるような予算措置ができるだけの財政状況になれば、本当に問題ないんでありますけれども、今年度等々の予算状況からすれば、かなりそちらの方にシフトしたといえますか、手厚く維持補修にお金をかけたと。

当初予算的には少ないんでありますけれども、そういった状況もございますので、できるだけそういったことで住民の皆さんに御迷惑をかけないような形で対応するよう、私どもも一層努力をしてまいりたいというふうに思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

委員長（高橋幸雄君） 12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） 今の副町長の答弁なんですけどね、私はそういう答弁は絶対認めないんですよ。

財政が、要するに予算がないわけでしょう。そしたらそういう防じんだとか、一時的なものだって、なおきちっと舗装できないからやってるわけでしょう。まして砂利道も町中にいっぱいあるんですよ。同じ税金を払ってて不平等じゃないですか、それは。

そういうこと考えることもできるし、問題は、やはり計画的にやらんとだめですよ。簡易舗装が壊れたって直していくと、一遍に直せないんだから、だから路線のどれが悪いかちゃんと掌握して、毎年やっていくんだという計画立てないといけないでしょう。

そういうことだって維持費が安いんだから、ないんですから、4,000万ぐらいしかないわけだから、それを何でそうやって言わないんですか、答弁しないんですか。

そういうふうにきちっと原課でやってくださいよ。5年かかったっていいわけだから、10年かかったっていいわけだから、そうすれば住民だって理解できるわけだから、この地区はことしやる、来年はと、そういうふうの方針ぐらい出してくださいよ。どうですか、その辺は。

委員長（高橋幸雄君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 今の質問にお答えいたします。

たまたま、たまたまというんでない、総合計画の関係がございまして、来年度以降5ヵ年計画の策定に入っております。

そういった中で、当然議員御指摘のとおり町道の改良舗装についての計画的な年次計画をつくって、路線ごとにこれは何年度やる、何年度やるというふうな計画を今策定中でございますので、そういった中で今後審議会等々もございまして、議会にも明らかにしていきますけれども、計画はつくりましますので、そういったことで御理解願いたいと思います。

委員長（高橋幸雄君） 12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） あのね、私は改良舗装と言ってないんですよ。現状を維持してくださいと言ってるんですよ。現状の姿を維持してくださいと言ってるんですよ。本来の目的を、やった目的に戻しなさいと言ってるんですよ。

別に新しく改良舗装までするとは私、期待してないんですよ。今までの状態に戻してくださいと言ってるんですよ。そういう管理をしてくださいと言ってるんですよ。わかりますか。改良舗装と言ってないんですよ。それもわかりませんか。ちょっと答弁お願いします。

委員長（高橋幸雄君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） もとのあった状態に戻せというその解釈といいますか、判断でございますけれども、例えば防じん処理をした道路に穴があいたと、それをもともとの状態の防じん処理をした状態でもとに戻せということであれば、今、私ども道路維持の中でも、防じんというのは、もともと財政状況等々もあったんだと思いますけれども、簡易舗装にかわって防じん処理から、まずは1番目は防じん処理が一番安いということでそういった施工をしてきてます。

次にレベルアップして簡易舗装と、いわゆ

るてんばら舗装と言われてますけれども、それで次に改良があって舗装がするという、本格的な道路構造令に基づいた道路改良をしているところであります。

それで砂利道であれば、もとに戻せっていうのが、人によっては違うんでしょうけれども、もとに戻すことは可能です。そういった維持管理に努めているというふうに私どもも認識しております。

それで防じん処理につきましては、今、私ども直営で道路維持をしている部分が多いんですけれども、一部、舗装の骨材で穴埋めをしているところであります。それがもとに戻したと言われないのであれば、戻っていないんだと思います。防じんを防いで直してないというのであれば。

確かに、私どもは簡易舗装のアスファルトの骨材を使って、穴埋め等々は防じんの場合はやってるんですけれども、ただ、それも何でそうなるかという、やっぱり施工上、一部一度穴があく、水がたまる、低いということで、逆になりましたけれども、水がたまって穴があくと、そういったことを同じ工法で維持ができるかという、なかなかできないんですね。

ですから、いろいろ維持補修に当たっても工法的にも難しいということがあって、将来的には、交通量等々の問題もありますけれども、幹線道路であればこれは道路改良舗装に、恒久的な道路にしていこうと、そういったことで計画をつくっていきますということを言っていて、ただ、一部本当にそこまでしなくてもいいんだなという道路も確かにあります。あります。

だから、そういった部分はそういった暫定的ということになりますか、住民の皆さんには本当に納得はいただけないかもしれないけれども、暫定的な維持補修で理解をしていただくといったことで作業を進めているのが現状であります。

委員長（高橋幸雄君） 12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） 副町長の言わんとしてるのはわかってるんですけどね、私は別にそういう防じんに舗装入れたから直してない、そんなへ理屈言ってるわけですよ。

簡易舗装がもうその節目がなくなって砂利になってるんですよ、もう、それをちゃんとしてくださいと言ってるんです。簡易舗装は砂利だとほこり立つから、それまた簡易舗装にしてくださいと言ってるんですよ。

簡易舗装穴あいたら、それ埋めればそれでいいことですよ、別に。上からかけることないですよ。そういう当初の目的の維持してくださいというのはそこなんですよ。わかりますか。

委員長（高橋幸雄君） 副町長、12番の質疑の趣旨理解できましたか。どうもその辺がすれ違いがありまして、委員長席で解釈するのも結構なんですけど、それは余分な発言だと思いますので、徹底的にひとつ答弁して、お互いに質疑、答弁で維持管理のあり方について深めていただきたいと思います、いかがですか。

町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まず、冒頭から言われております議員の、維持補修とは一体どういう概念で対応してるんだということでございます。

一般的に維持管理という部分につきましては、道路でいけば、やはり通常の通行に道路としての目的といいますかね、利用に耐えられるような形、最低限その維持をしていかなくちゃいけないということで実施しております。

そこで今度、具体論になりますけれども、じゃあ今の現状の中で、先ほど来から副町長がお答えしてるとおり、例えば簡易舗装だったところが、もうほとんどすり減っちゃってなくなると、もう砂利も出てるんだよと、それは当然その地区の方につきましては、当然やっぱり最低でも簡易舗装だったんだから簡易舗装にしてくれや、これは私ども

も理解できるところであります。

問題はそこで、これもまた先ほどから副町長がお答えしてるとおり、財源との問題であります。これは決して道路に限らず、ある意味、いろんな今は補助事業というよりも交付金事業という形で出てきてますから、その採択要件に乗っかれば、むしろその方が、改良舗装までいく方が比較的やりやすいんですね。

ところが、ずっと高度成長時代にどんどんどんどん田舎の町でも舗装化、もっと言えば農村部も舗装化になってきた。現状を見たときに、じゃあもうこれは改良をやったところも、わかりやすく言えば舗装になってても歯型になってたりだとか、結構そういうところが目立っているわけでありまして、これはもう私どもの町に限らずどこの町村もそんな状況にありまして、これは十勝町村会でも、これからは建物も含めてそうですけれども、まあまあ言葉悪いですけども、行け行けどんどんに整備した部分、これはもういわば大きなお金をかけて補修なり、あるいは建てかえ時期に来てるんですね。

これに対する助成制度がないということで、これは一般の公園もそうでありまして、つくるときは一定のお金も来ていいものできた、しかし、10年、20年たつてそろそろこの遊具も取りかえなきゃいかんぞ、あるいはここも少しちょっと直さなきゃいかんぞ、これの助成制度というのが今のところないんですね。

ですから、そういうところを要望するところは要望しながら、あるいはそこまできなくとも簡易舗装、もとに戻せないものかどうかということも含めて、これは本当に限られた予算の中ですから、本当に非常に予算が足りないんじゃないのかという御指摘もある。

年間4,000万ぐらいで本当にこれだけ広い道路を維持補修できるのかよという部分でいきますと、私どもも同じ気持ちはありますけれども、そこのところはまさしく道路パトロールをしっかりとやって優先順位を決めな

がら、この補修についても対応していかざるを得ない。

あるところは5年待ってくれという話になるかもしれませんが、たまたま交通量の関係も含めて4,000万、例えば来年も4,000万になるんだとすれば、一番先に、ここがやっぱり交通量とかも多いし、ここは先にやらなきゃいかんなどという、それはもう十分取捨選択をしながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） わかりました。そういうことできちっと、少なくとも私たちにその計画わかるぐらいの資料を出して審議してほしいと思いますんで、そうしていかないと、ますます荒れていくと思うんですよ。その辺きちっとしっかり管理して行ってほしいと思いますんで、よろしく願いいたします。

委員長（高橋幸雄君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 土地区画整理事業のことについて、8ページに補償補てん及び賠償金5億1,741万9,000円、補償及び賠償金のこの金額についてなんですけれども、今もこの対象の人たちの話を聞いてみたら、余り満足してるというような話は聞かないんですよ。

この中には、自分にも余裕があったら、丸山さんたちのように町を訴えたいくらいだと、そこまで言っている人もいます。そんな中でこれが本当に適切に計算されて支払われた金額なのかどうか。

適切に支払われてはいるだろうけれども、問題は、公管金として来ているお金と実際に払うお金の間に本当に差はないのかと言われてることなんですけれども、要するに公管金を浮かせて、補償費じゃない方の違う目的のところに使っているんだと言われてる。

そういうことが本当でないのかどうかをお尋ねしたいと思います。

委員長（高橋幸雄君） 建設課長、答弁。

建設課長（南岡雄二君） 移転補償費の5億1,320万1,189円でございますね、これに対しましては、別冊で決算にかかわる主要施策の成果等報告書というのがございます、その85ページを御参照をお願いします。

85ページの下から二つ目の丸になるんでしょうか、移転補償、32権利者4億5,451万4,000円、翌ページになります86ページ、ここでは2権利者で5,868万8,000円、これを合わせますと5億1,320万1,000円という数字になります。

そして85ページの32権利者につきましては、このうち公管金にて移転補償をお願いした方につきましては18件あります。千円単位のちょっと切り捨てをいたしますけれども、3億4,960万6,000円でございます。それから中央通付近で5件で4,358万4,000円になります。それから役場付近の関係ですけれども、御協力願った方が9件ございまして6,132万4,000円、合計しますと32件の4億5,451万4,000円と、そのようになります。

そして残りの86ページにつきましては、19年度にて繰越明許ということをお願いをさせてもらったところでございます。これにつきましては、南の方にセイコーマートございます、その店舗部分の移転補償費、それから営業補償の移転補償、それぞれ会社の持ち分が違うものですからそれで2件になります。それで5,868万8,000円ということになります。これが内訳でございます。

それで、ここにおける移転補償費についてでございますけれども、これにつきましては、当然国道沿線であれば、国側で要するに発注しました移転補償の係るコンサルが入って調査をいたします。

そしてそれを、今までも何回も町長の方から述べられたと思いますけれども、北海道用

対連という基準、統一されたものがございますので、その基準に従って算出をしております。

実際に移転補償をお願いする年度ですね、年度がわりには当然物価の関係、材料費とか鉄骨とか、いろんな人件費も含めまして動きがございますので、その単価置きかえ並びにもう一度世帯の方に行って聞き取り、それから当時調査した段階から相当の年月経過しておりますので、その実情を把握した上で移転補償の積み上げをしております。

ですから積み上げをしたものが、今のあなたの要するに家屋に対する値はこれでございます、そういうことできちっと出しておりますので、その結果が多い少ないというのは、当然お持ちになつての方の建物の大きさとか構造とか、それから建築年次とか、いろんな部分で出てくるものと思いますけれども、その実勢に応じた価値補償を、移転補償をしているということで御理解をお願いいたします。

以上であります。

委員長（高橋幸雄君） 建設課長、肝心なところ抜けてます。公管金のこと。

建設課長、答弁。

建設課長（南岡雄二君） それから、公管金の関係なんですが、当然移転工法の関係、要するに公管金上は国道沿線が主になります。ですから換地によって国道部分は引っかけた部分ですので、どこかに建ててそちらの方に移転をしてくださいと、そういうような算出をされております。

ただ、私どもは区画整理事業を基盤にした道路の整備も行っております。用地をあけております。それに伴って用地の減った分、裏とか横につけられない部分については、当然つけていきますけれども、その中で何とか残ってその土地内で再度建て直してくださいという構内再築、ですから建ててから移動する分と、その中で構内再築をするということで、若干の仮住居費とか、そういうものが再度同じ場所に建て直した場合の方が多く算出

され、御協力を願う方にお支払いをしている、ですから公管金のお金では賄うことができないところもあるということで御理解をお願いいたします。

委員長（高橋幸雄君） 建設課長に申し上げますけど、9番議員の主たる質問の趣旨はね、例の丸山氏の関係の収用委員会の決定額と町の絡みが、そういうことを念頭に置きつつ、公管金が即補償費にあらわれての差額が出たのではないかという疑念を称して質疑、その辺には答弁全くないんですけど、その点について明確に答弁してください。

建設課長、答弁。

建設課長（南岡雄二君） 直接施行費ということで考えてよろしいんですか。

委員長（高橋幸雄君） いやいや、そうではなくて、公管金で補償になる分と実際払われた、地権者に払われた補償費との差額はないんですかとお尋ねしてるの。そんな難しいこと何回も聞いてるの。

だからそれは丸山氏のことは念頭にあるわけだから、それはないんじゃない、あるんならある、それは誤解ですとかと、住民がいろいろおっしゃってるって質疑してるわけですからさ、その辺を明快にひとつ答弁してください。

副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 先ほど来課長の方から答弁しているように、公管金での精算基準といいですか、国が積算をした基準と私どもが区画整理で実施をしている補償費の基準というのが若干違いますので、そこそこを対比をするということがそもそも間違いであります。

ですから、もし国が支出する公管金と同じことをやって、町が安くおさめたのであれば、町が安く権利者の方から値切ったということが指摘をされてもやむを得ないのかもしれませんが、全くその比較、そういった比較ができるような移転補償しておりませんので、国道は直買方式であれば構外再築だということでお話をしていたと思いますし、

そして現実問題としては、個々具体的に言えば一番いいんですけれども、すべてを明らかにできませんけれども、数字的には公管金を上回っている物件が圧倒的に多いというのは事実でありますから、そのことだけは十分に理解をしていただきたいと思います。

委員長（高橋幸雄君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 公管金を上回っているのは、直接施行をした部分で上回っているのかな。自分でやるよりは、直接施行の方がずっとお金がかかるわけですから、構外再築と切り家とでは、やはり構外再築の方が高いお金で計算してると思うんですね。

中には、本当にたくさんのお金をもらってね、ああ、あそこ1億、すごいなっていうようなところだとか、あと立派な家を建てて、あそこはたくさんもらってるんじゃないかと思われる、それこそ副町長が言うような国の基準よりも多く出してるのかなと思われるところもあるけれども、自分の家は店として倒産だと言っているところもあるんですね。

その差があるもんだから、一体国の基準よりも多く出したところは何%くらいあって、国の基準という国が査定したところよりも低いお金を払ったところはどれくらいあるのかなと、それを知りたいと思います。

委員長（高橋幸雄君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 冒頭申し上げましたように、その対比ができないということで、どうしても理解していただかないと、この話の回答は出せないんですけども、すべて国が出したのがベースになって、それをベースとして町が幾ら支出するかを決めたわけではないということで理解してほしいんですけども。

町は、あくまでも区画整理で土地の移動もし、当然その敷地の中で、お店であればお店を建ててもらいたいというようなことで構内再築での評価をしているわけで、当然敷地が狭くなっても、部分的に切り取りをすれば、営業も含めて問題ない分については、当然そ

ういったことを根拠にしてやっておりますので、そこで損得の話は出ないはずなんです。

それで結果として、権利者の皆さんからも御理解をいただいて契約書を取り交わして、それで今回の補償金はお支払いをしているということでありますから、住民の方がそれに納得をしてくるかしてないかというの、どなたがじゃあ言っているのかという形になってくると思います。

少なくとも私どもが契約した方は、それで御納得をしていただいて、私ども町のそういった区画整理事業に御理解をしていただいて移転補償、移転なり曳き家なり、それはいろいろ個々人によって違うんですけども、理解をされたものだというふうに思っていますので、納得してないよというのであれば、はっきり言って直接施行、あの納得というのはまたちょっと次元が違うんですけども、一定程度御理解をいただければ、そういった人がいないとは言いませんけれども、基本的には、ほとんど大半はそういったことで契約行為も済ませた中で、合法的にお話し合いのもとに納得づくめでこの事業は実施をされているというふうに思っておりますので、御理解を願いたいと思います。

委員長（高橋幸雄君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 要するに国では構外へ再築する値段を出しているのに、切り取りの値段を払ったというところもあるということですよ。やはりそうしたら、そこで浮いてきたお金を直接施行だの、そういうお金がかかり過ぎるようなところに払っていったと思われても仕方がないのかなと。

契約にもみんな納得してくれたと言うけれども、契約に納得したんだったら、どうしてあんながらあきになるのかな、あんながらあきになったのは、みんなの無言の抵抗ではないかなと私は考えるんですよ。

そして私、契約してもうお金をもらってしまったんだから、あきらめなさいというふうに何回も話してる人がいて、その人は絶対あ

きらめない、もう何回も何回も町に聞きに来ると、そういう方も出ている。

そういう中で、おれはこのまま、この工事も平成21年度で終わって、国道沿いについては終わっていくというわけですけども、その後始末というのが本当に大変なことになっていくのかなと、いつまでも町に不信を持った形でなっていってると。

中には、もう1件北区の方にあるけども、そこは家も建ってないことだから、自分でやったら、町でもらったお金とまるで話にならなくて、こっちが手出ししなくちゃならなくて損をしてしまうから、直接施行をしておらおうかと思っている、そういう人も出ているわけですから、そういうことではなく、本当に適正な値段のことをやっていくべきではなかったかなと思います。

今後においても、庭木などについても直接施行という形でやっていくものなのかどうかをお尋ねしたいと思います。

委員長（高橋幸雄君） 町長、非常に重要なことですのでね、公の席ですので、誤解を招くようなこともあってはいけないので、質問者が納得のいくまで1時間でも2時間でもかけてきちっと答弁をして、議員各位も御理解いただくようにひとつ答弁してください。

町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 私の方からお答えをいたします。

まず、国の公管金のそもそもの性格といたしますか、ちょっと御説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、国道拡幅も含めた区画整理事業を足寄町が事業主体で進めるということで、この間進めてきているということでございます。

そこで、国道の部分だけ抜き出して御説明を申し上げますと、御案内のとおり、用地の確保は区画整理事業の中で土地所有者の方々から土地を少しずつ、すなわち減歩をしていただいて用地を確保をします。そして用地確保を終わった後に国、すなわち帯広開発建設部が工事をするというところでございます。

そこに至るに当たってのじゃあ財源がどうなるんですかということでありまして、公管金という言葉でこれが正式名称なんですけれども、もうちょっとかみ砕いてわかりやすく言えば、補助金、国からの補助金というふうにとらえていただいた方がわかりやすいかなというふうに思います。

そこで、じゃあその該当する国道の部分のその補助金、公管金の中身はどうなってるんですかといいますと、二つあります。一つは用地費相当分、もう一つは移転補償費相当分ということになります。

ここの積算の方法であります。まず用地につきましては、足寄の国道は実は三つの幅員になってるんですね。たしか12間、10間、8間という、南の方からですね、それで御案内のとおり国道については、駅前から北側にかけては、歩道を片側4メートルずつ広げるといふ大幅な用地の確保ということになります。

そこで、国が町に支出をするお金の根拠は何かといいますと、まずは国が直接買収して直接この国道の拡幅をした場合に、幾らお金が必要なんですかということで算定をするんです。

それで用地費については、不動産鑑定士を国が入れまして、はい、例えば矢野さんの土地であれば、つぶれ地が100平米、1平米当たり何ぼですということの積算をしていって、南から北までの用地費、何平米、そして平米当たり幾らですからということで、用地費相当分ということで町の方にお金 comes。

そしてもう一つ、移転補償費相当分につきましては、これは先ほど来から説明してるとおり、直接国がやるとした場合については、4メートル大体とられますから、南の方は別ですよ、そうしますと大体構内再築というのは難しいんですね。ですから構外移転ということです。構外移転で算出をされた個々に算出した金額が補助金、公管金ということで来るといふこととさせていただきます。

そこで今度、実際にじゃあその建物の移転

について、これは町が実は責任持ってやるということになります。区画整理事業で実施するわけですから、4メートルの用地を取られっ放しということではありません。

これは一定の減歩を引いた中で、新たな土地を換地といひまして指定をするわけですから、その中に基本的には再築をしていただくということで積算をするということなの。ですから積算する方法自体がちょっと変わっちゃうんですね。

片や構外に建てる、片や敷地内で建てる、工法の違いありますから、ですからそもそも1件1件比較をするということにはならないということとあります。

100%とは言いませんけれども、先ほど副町長がお答えしたとおり、町が納得をいただいておりますお支払いをしている補償金の方が多いと。

この間の議会の中で私は、国とのやりとりで、限りなく、ゼロとは言わないけれども、限りなく町の持ち出しは少ないような形で努力をさせていただきますということで数回にわたり答弁をしているというのは、そこあります。

もう一つ、その契約をしたけども不満だなという方がいるということとおっしゃってありました。私どもの方には具体的には来ておりません。契約したけどもおかしいよというのは、具体的には聞いておりません。

ひとつ誤解をしていただいちゃ困るんですけども、この移転補償費というのは、今ある建物を新築するだけのお金が補償金として支払われるかといふと、そうではありません。

わかりやすく言いますと、違いを言いますと、こんなことは現実はないというふうに思いますが、例えば昨年、昨年、30坪の家を新築しました、全く同じ種類の材料も同じものを使って面積も同じもの、これ10年前に建てた建物あると、これ同じ補償金かといふと、違います。

それは何かといふと、一般的に言われてい

る減価償却相当分はこれは係数が決まっているわけでありまして、10年たった場合については、その係数を掛け算して当然算定がされるということでありまして、そこでの違いというのは出てきます。

ですから補償の過程の中では、こんな補償金では家建てられないべやと、新築できるだけの補償金くれやと、こう言われる権利者の方もいらっしゃるけれども、これは担当の方がしっかり、その算出の根拠というものをしっかり説明をさせていただいて、御納得いただいた上で契約をしているということですので、御理解いただきたいというふうに思います。

なお、今年度の分はまだ、権利者の方と契約に至ってない方がまだ1名いらっしゃいます。これは今、私自身も実際に、何とか御理解いただきたいということで協議に当たっているとございまして、決して契約したけども破棄をするだとか、そういうことではございませんので、そこのところはもう1人の方も、全力で御理解いただいた上で合意いただけるところまで進めていきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 再築のお金が出ているという話でしたけれども、そして合計すると町の持ち出し分が多い、私はそういうことを聞いてるんじゃないかと、町の持ち出し分が多かったのは、ごく一部のところじゃないかなと、直接施行にかかった部分。

また、おや、こんなに出していいの、家の補償金についても、でも、中がとても立派なものでつくられていたんだ、だけどこそを建てた大工さんは、何もあそこは普通の材でちゃんと建てているよって、特殊なものでは建てていないよというふうに言っていた。

合計するとそういうところで町の持ち出し分が多くなったということですが、町

の持ち出し分より低くもらったところは一体何%ぐらい、何件ぐらいあるのかなと、それを知りたいなと思うんですけども。

委員長（高橋幸雄君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 1件1件ちょっと比較をしませんから、ちょっとわかりませんけれども、町の持ち出し分が多くなっているというのは、先ほど言った工法の違いですね、それが一つあるのと、もう一つは、国から出てくるお金というのは、あくまでも4メートル拡張されるところであれば4メートルにかかる分なんですよ。

ですから、住宅には当然いろんな工作物、例えば庭木ですとかそういったものがありますから、これは換地、従前の土地の境界が変わるわけですから、当然変わることによって、従前は私の自分の敷地内に植わっていた塀ですとか、あるいは庭木、これがずれることによって別の人の土地になるわけですから、当然そういった部分の補償も加味されるわけですから、そういったことも含めて100%って、今のところはちょっと比較したやつ、資料持ってませんからありませんけれども、大部分がそういう形で、国から来ている補償費相当分よりも町が実際にお支払いをしている補償金の方が多いと。

少なくとも議員が言われた、例えばこちらの人は安くたいておいて、こっちの人にお金を振り向けたんだと、これだけはもう100%ありませんから、それは断言しておきます。

これはそれぞれ担当の主観でこの金額を決めるかということ、そうではありません。今はもう用対連基準というのがしっかりできてますから、しかもこれは専門のコンサルにお願いをし、積算をさせていただいているわけですから、これは私見を挟む余地は全くないということですので、ここはもう本当に信頼をしていただかなければ、町があたかもいいかげんなことをやってるんじゃないかと、そんなことはありません。

ちょっと余分なことかもしれませんが、

もう7～8年ぐらい前になりますかね、室蘭土木現業所、これ北海道のあれですけども、ここでダムか何かのときに、ちょっとこれかかった人との交渉の中で、何とももうにっちもさっちもいなくて担当の方、実はわかりやすく言えばこうやって、私が聞いてれば2,000万近い上積みをしてしまったと、これが後から監査でわかって、かわいそうに、その担当の方は懲戒免職になってしまいました。

こういうことでありますから、その担当者に、あるいはもっと言えば私にそういうある程度の持ち金があって、矢野さんはちょっと50万円下げてやれ、谷口さんにその分上乘せしてやれ、そんなことはできるしかけてございませんので、ぜひそここのところは御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 今の説明ではわかりにくいですね。それというのも収用委員会の結果が示している。

収用委員会で丸山さんのところですか、町ではあそこを木造として考えた、収用委員会はレンガづくり、素人が見ても、私が見てもあそこは完全にレンガづくりじゃないか、町場の人も、あのレンガすばらしいよねって、あの建物、壁残しておいてくれたらよかったのという人もいたぐらい、だれが見てもレンガづくりを木造として計算していった、やはり不透明でわかりにくくて、公平なことをやっていないなど。

それから契約ですよ、契約が終わった後で不満な人は1人も知らないということでしたけれども、1人いますよね。元議長と一緒にその方は町長室訪ねていったはずですよ。ちょうどそのとき会って、あ、議長、元気ですかって話をして後で話を聞いたら、そのことについて町長を訪ねていった。

何でもその人が言うには、町長謝ったって。何について謝ったんですかと聞いても、

よく要領を得なかったんだけれども、じゃあそれで納得したのかと私も思っていたら、まだいまだに納得していない。

私も何回も言われて係の方のところは何回も行って、いろいろ御迷惑をかけたこともありますけれども、契約をしていながら納得していない人は完全にいるわけですよ。

そしてレンガづくり、木造づくりと、そこでも完全におかしいことをやっているって、そういうことをしてたら、ほかでもやってるんじゃないかと思われてもしようがないこと、それでもっとわかりやすいようなそういう事業の進め方をできないものかなと、それをお尋ねしたいと思います。

委員長（高橋幸雄君） 今の9番議員の発言、これ堂々めぐりのようなんですけどね、多額な公金使った事業執行につき、議員各位もきちっと論議を深めて、質問者に対してもきちっと御理解をいただく機会を与えた方がいいというふうに委員長は判断しますので、委員各位、ひとつ御理解いただいて拝聴願いたいと思います。

それでは、町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） ただいま二つのことだというふうに思います。

まず、1点目の直接施行したレンガづくりの関係、これはさきの議会でも御説明したとおり、私もお答えしながら、わかりにくいお答えだなと思ってるんですけども、どちらも正しいというお答えをして、これはマスコミ報道もされて、一般の町民の方も非常にわかりにくい答えだろうというふうに思って、私自身もじくじたる思いでありますけれども、これはさきの議会でも十分説明させていただいたというふうに思いますけれども、これは私どもも専門業者のコンサルに委託をしました。収用委員会も専門のコンサルに委託をしました。

そこでの決定的な違いというのが、調査に入った人の構造ですね、私どもが依頼したコンサルについては、確かに外から見たらレンガづくりになってるけれども、中に入ってみ

ると、やっぱり中が木になっていて、この荷重を支えている部分についてはやっぱり木の部分で支えていると。

わかりやすく言えば、これは極端な言い方もできませんけれども、わかりやすく言えば、外から見たレンガについては、いわばこの荷重を支えるものでなくて、いわばわかりやすく言えば飾り壁だと、そう判断をしたというのがうちのコンサルなんです。それがもとに算出をしていった結果がああいう金額になった。

収用委員会がお願いをしたコンサルについては、まさしく木造ではなくてレンガが恐らく支えてるという判断をしたんだというふうに思うのであります。そこでの決定的な違いということですから、これが私どものコンサルも、これが木造でなくてレンガであれしてるということであれば、1円たりとも、びた一文とも違わないとは言いませんけれども、まずそんな誤差のない金額が出たんだろうというふうに私は思っております。

先ほど議員が、あの壁残しておいてもらったらねと。残ってますから。そのまま曳き家したわけですから、壁残ってますよ、レンガ。よく見ていただきたいというふうに思います。ですからぜひ御理解いただきたいのは、その違いだということでありませう。

ですから私の思いとしては、これも議会でお話ししたんですけれども、思いとしては、うちがお願いしたコンサルと収用委員会がお願いしたコンサル、これ実はどこが違うんだよということでは気持ちとしてはやりたいというかね、明確にしたいという思いはありますけれども、これ収用委員会が出した金額、裁定の金額、方法は三つありますよと。

だけども金額については、全然私どもが対応できるようなそういう制度がないと。一つあるのは、当事者間の訴訟しかありませんというんだよ。

ですから、ここまで来て私どもが、私どもが収用委員会に裁定のお願いをし、これどうも腑に落ちないからといって、相手方の丸

山さんを相手に訴訟を起こすなんていうことは、私はとるべき立場でないというふうに判断してますから、これはさきの議会でも申し上げました。

ですから、私自身もちょっとすとはきませんけれども、それで本当に町民の皆さん方には申しわけないなと、わかりにくいなと思いつつも、これは道庁の見解も求めたら、まあ道庁も見解求められたら、どちらも正しいとしか言いようがないということでしたものですから、素直にどちらも正しいというわかりにくいお答えをしてしまったということですから、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

これもはっきり申し上げたんですけれども、あのケースとほかのところの移転のケース、同じようなやつがあるかったら、全くありませんから、ございませんから、すべて木造、あるいは鉄骨造、ああいう特殊な建物というのは、判断に迷うような建物ございませんから、それは本当に私どもの担当が自分たちの裁量でやってるというわけではございませんから、ちゃんと用対連というところで決められた歩がかり的なもので全部計算してますから、そういう心配はないということでぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

それから2点目、前の議長さんも来ていただいたということで、そうであればその方は実際にお会いをしました。

しかし、私が聞いた中では、補償費に対する不満ではございません。いろいろお話ししていったら、私のとらえ方としては、どうも相続にかかわるところでうまくいってないのかなというふうに思っております。換地、あるいは移転補償については御理解をいただいております。これは私、断言をいたします。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 9番委員に申し上げますけど、答弁者も含めて、今例えば丸山

氏にかかわる関係については、当該年度分の関係もありね、それ以外で、概念論では一緒ですから質疑、答弁も許しましたけど、その辺を気をつけて質疑をしてください。来年度決算で十分にまたやっていただく機会ございますので。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） わかりました。完全におかしいことばかり話して答弁されているなと思うけれども、堂々めぐりなのでこれでやめて、この次の話題にしたいと思います。

職員の残業手当なんですけれども、今年度やはり7,000万を超えてしまった、病院以外の残業手当7,000万を超えてしまった。

たまたま私、水道の会計のところへ行ってみたら、何と4人職員いる中で残業手当年間80万円だったと、企業会計だから赤字を出してはいけなからとても努力しているんだと、おお、すばらしいなと私は思ったんですけれども、だからこれはちょっとお願いなんですけれども、町長の方から、組合の会合が何かに出て職員の方に、とりあえずすぐたくさんの方の残業手当を使っている職員の方に、なるべく残業手当たくさん使わないようなそういう仕事のあり方、やり方をしていただけないかなとお願いしていただくわけにはいかないか、お尋ねします。

委員長（高橋幸雄君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

これまでの議会の中でも何回かお答えをしておりますけれども、これは本来、業務というのは、やはり勤務時間がございますから、その中で終わらすというのが基本ということはあると思います。

しかし、やっぱり一方ではどんどんどんどん人を減らしてきている、あるいはその年によっては、とりわけ昨年度につきましては、御案内のとおり100年記念事業でいろんな大きなイベントもたくさんあったということ

も含めて、そういう年度によつてのこれもあるんだということ、人さえたくさんいれば業務がこなせるのかということ、そういうことにもならないということも一方ではあるんだということも、ぜひ御理解をいただきたいなというふうに思います。

なお、今、組合の何かの会合にも出席をして、あるいは時間外の多い人に余り時間外をしないように町長の方からお願いしてみたいというお話でございますけれども、これは毎月、行政事務推進会議の中で、課ごと、あるいは係ごとの時間外勤務の状況というものを全体の中で確認をし合いながら、さらに削減に向けた努力をしていきたいと思いますというところで、そういう取り組みをさせていただいておりますので、私が個々人に、だれだれ君どうのこうのというのは、これは仕事と密接にかかわってくるわけでありますから、これは職場長を中心にしながら、これからは時間外の縮減には努めていきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいなというふうに思います。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） それでは、10分間休憩をいたします。45分から再開をいたしたいと存じます。

午後 2時30分 休憩

午後 2時45分 再開

委員長（高橋幸雄君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

他に質疑はありませんか。（13番高道議員挙手）

13番に申し上げます。先ほど13番議員の質疑の中で理事者より答弁留保の関係がございまして、それを先に答弁をいたしてから、それも含めて質疑をしていただきたいと思っております。

それでは、副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 高道議員の質問にお答えいたします。

まずもって、答弁調整のために多大な時間をいただきまして、大変ありがとうございます。

す。

質問は、自主財源と依存財源の割合について、他町との比較についての御質問でございましたけれども、今現在明らかになっているのは、平成19年度決算でしか公表されておりませんので、しかも決算統計の数値となりますと、普通会計ベースでの比較になります。それで私どもの方で比較をしてみました。

資料お手元に行ってるかと思えますけれども、足寄町の普通会計ベースで19年度決算の自主財源の比率は33.1%になります。ですから当然依存財源が残りの66.9%という形になりますけれども、それで十勝管内1市18ヵ町村の比較をさせていただきました。

1番は、当然中核都市であります帯広市が自主財源は52.3%という形になっておりますけれども、比較をしますと、順位づけをしますと、足寄町の33.1%というのは、平成19年度決算状況では12番目という形になっておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

委員長（高橋幸雄君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 大変長い時間をいただいて御足労をかけました。33.1%ということは、これは意見書から申しまして、19年度の決算ということで、そして20年度はこのあれでいきますと25.5%に変化しているわけで、7.何%がダウンしたことになります。

この表を見ますと意外に思ったのは、陸別町が上から3番目ですし、本別町が7番目ということで、近隣町村も、いろんな法人とかそういうものがたくさんあるせいか、自主財源が当町よりは高い水準にあるということがわかりました。

しかし、20年度25.1%ですから、これでいくと広尾町は22.5%で最下位になっておりますが、またこれが1年過ぎる

と、20年度はもっと全体が変化していると思えますけれども、最下位にならないための手だてを何ともしなきゃいけないというふうにこの表から見まして思うわけです。

そこで、この自主財源の確保は、本当に高齢化、また法人税が余りない、また、もしせっかくある法人税を納めてくれる人も、事業主さんも足寄町から撤退していくということで、今、数少ない法人の方もいらっしゃいますけど、それすらとて、いつ足寄町から撤退するかわからないわけです。

そのときになると、いよいよ本当に自主財源というのが高齢者だけの単独世帯からということになりますから、本当に少なくなるのではないかなと危惧されるところです。

そこで、この現下の不況時代において大変難しい問題ですが、これを取り切らなければ、あすの足寄はないということで、きめ細かな対応と、何よりも人口構成に左右されることから、若者が我が町に定着できる環境を整えることと、子育てが安心してできる環境を整えることなどが過疎化の歯止めをかける行政執行と心がけて、今後の自主財源の確保に取り組んでいただきたいと思います。若者と子育て安心してできる環境、それらのことについて、先ほど子供がたくさん生まれてるんだというお話も伺いましたけれども、町長に御答弁願いたいと思います。いかがでしょうか。

委員長（高橋幸雄君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まず、自主財源比率の関係でいきますと、ちょっと隣町の本別町さんと比べますと、一般会計ベースでいきますと、例えばこれは21年度の予算でありますけれども、私どもの21年度の現段階で約92億ぐらいの予算を組んでおります。たしか本別町さんは60億台だったというふうに思います。

これは常日ごろ私は思ってるんです。これは評価の分かれるところだなというふうに思ってますけれども、おかげさまでと言うべ

きなのか、どう表現すべきなのかなんですけれども、私どもの町、そういう意味では町の中の基盤整備、下水道の整備も他町村に比べると極めておくれたと、それが今、目下、御案内のとおり区画整理事業を中心として並行して下水道整備もやっている、こんなこともあっていまだに90億台の予算を組んでるということでございます。

これがこういった投資的経費がぐっと下がってくれば、当然自主財源比率というのは、例えば仮にうちが私どもが60億台の予算を組むとなれば、この自主財源比率というのは当然ぐっと上がってくるのは、これはもう紛れもない事実でありますから、これはいわゆるまさしく後段議員が御心配いただいております働く場所、景気浮揚対策も含めて、地元の経済どう回していくのかということ、非常に頭が痛い思いでありますし、もっと言えば、目下のところ十勝管内でいけば、町村レベルでは私どもの町の中、結構重機等々も動いてますから、そういう意味では一定規模の予算も組めてるなというふうに思いますけれども、これがある程度事業が進んだ段階においては、例えば2年後、3年後になるとぐっとこれ下がってくるわけですから、これにかかわる事業が何か見つけなければ、これは勢い80億台、あるいは70億台、もっと言えば60億台の予算組みということになれば、これはまさしく自主財源比率は上がったにしても、じゃあ本当に町の経済どうなっちゃうの、働く場所どうなっちゃうのと、こういうことになるんだというふうに思います。

そういう意味も含めて、これからもちろん自主財源確保する努力はしていかなくちゃいけませんし、もっと言えば人口減にどう歯どめをかけていくのか、もっと言えば若者が働く場所をどうつくっていくのか、このことだというふうに思っております。

これはこれまでも繰り返し御答弁しておりますけれども、なかなか特效薬がないというのも実情であります。

私は現時点では、ともかく町の1次産業である農業の部分と林業の部分、とりわけ林の部分でいきますと、例えば同じ公共事業、同じ額を出したにしても、林の方はやっぱりマンパワーが必要だということでもありますから、この部分と、あわせてやっぱり福祉関係をどうしていくのか、ここもやっぱりマンパワーが必要なところでございますから、これは将来展望を持ちながら、しっかりとしたそういった働く場所についても取り組みをしていきたい。

それから、機会あるごとに我が町に進出していただける企業がないのかな、これは機会あるごとに、可能性があればすぐに飛びつきながら、情報収集なんかもしているということでございますので、そういった議員御指摘の点も十分頭の中に入れながら、対応してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） わかりました。

それでは、次の質問をさせていただきます。総務費のこのページでいきますと決算書の50ページになりますけれども、目でいう20というところの国民保護対策費について伺います。

この国民保護対策というのは、武力攻撃事態等のときに国民の保護のために制定された国民保護法で、平成17年の3月に法制化されております。

国民保護法は武力攻撃事態と明確にしておりますが、武力攻撃事態等と、この等の字が記載されていることから、各地方自治体では地震とか台風等防災訓練を取り入れ、各行政機関が一堂に参加して町民保護のあり方を調査・研究されております。

足寄町の平成20年度の決算では、国民保護対策費として計上されました総額が9万2,000円と少額ではございますが、支出

額はゼロとなっております。支出されておられません。

この決算書の総務費を精査いたしましたら、計上された予算が一切支出されなかったのはたしか二つぐらいあって、そのうちの一つが国民保護対策費となっております、有事のときは申しませんけれども、国民保護対策費にかかわる事業は何も考えられなかったのか、伺います。

委員長（高橋幸雄君） 総務課長、答弁。
総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

この国民保護対策費におきましての予算執行のあり方でございますけれども、有事の際を想定して何もしていない、予算を執行しなかったのかということでございますが、想定されたものというのは、世界の中での情勢というのはあったわけでございますけれども、直接私どもの町として経費として支出がなかったということでございますので、逐次国の方からは、こういった場合の緊急措置等のものにつきましては国等の方から情報が流れてきて、即私どもが防災上動けるような体制というのはとっているわけでございますが、たまたま予算執行上はなかったということでございます。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 私は有事のときばかりでなくというふうに質問したんですけれども、今回この国民保護対策費を取り上げましたのは、足寄町には、管内の他町村にはない自衛隊の弾薬庫が存在しております。

私はこの弾薬庫の存在を反対するわけではありませんけれども、この存在を認識することは必要とは思いますが、もし万が一非常時の場合、管内の他町村より危険度は多いと私は考えております。

不安をあおるのではなく、小規模単位でも日常的な防災を兼ねた訓練を実施されてはと考えますが、この予算を使うことはできない

のでしょうか、いかがでしょうか。

委員長（高橋幸雄君） 総務課長、答弁。
総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

今、議員仰せの事柄に関しましては、国民保護対策の中で防災訓練等々というお話が一括にというお話でございますけれども、通常の水害、それから災害対策等々の通常の大規模な災害ですね、人的ではなくて、そういったものについては、通常、別の防災対策というのをとっておりまして、防災訓練のお話もございましたが、たしか記憶の中で15、6年だったと思いますが、全町的な取り組みということで自治会にもお願いしながらやった経緯もございまして、しばらくやっていないということもありますし、また、自治会等にもお話かけをしまして自治防災組織をつくっていただきたいというお願いもしながら、一番モデル的に今実施されてるのは、旭町地区で率先してやっていただいて、防災用具等もかなり自治会の単位の中で整備されて、自治会内でお互いに有事のときに弱者を救えるような組織をつくっていただいているということも、旭町の自治会内が今現状そこだけでございますけれども、そういったことでそういった事柄を、さらに私どもとしては、ほかの自治会にも波及していただければなというようなことで投げかけはしているところでございますけれども、まだまだ浸透し切れていないというのが実態でございますので、なお一層これからもそういった各自治会等にも、連合自治会等にも働きかけをしながら、自治防災組織の充実等をお願いしていくということには努めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

委員長（高橋幸雄君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 私の考えとしましては、消防と自衛隊との合同の防災訓練とか、また、今、課長の答弁にもありました公営住宅、小規模での町内会とか公営住宅単位の防災訓練とか、それから職員にあっては災

害のときの職員の役割分担の訓練だとか、これは本当にいつ何が起きるか、そういうときに備えてですから、防災訓練の実施などを今検討しているという答えがありましたけれども、旭町に私たちも議員も行きましたけれども、本当に一生懸命やっているとこはやってるということで、研修会、講習会、それからビデオを買うとか、買ってそれを町内会に見せるとか、またパンフ、チラシをつくるとか、せっかくのこの予算ですので、ゼロということのないようにそういう実施を求めたいのですが、いかがでしょうか。

委員長（高橋幸雄君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほど総務課長からも答弁したとおり、小さな防災訓練はその都度実施をしておりますけれども、大きな防災訓練というのは、ここ数年実施しておりません。

私が首長に就任して、たしか16年だったかなというふうに記憶しますけれども、旧東小学校のグラウンドで大がかりに、これは自衛隊も来ていただいて実施をして以来、大きなことは実施しておりません。

自衛隊の方からも、もしそういう訓練があるとすれば、いつでも協力しますよというお話もいただいておりますから、できるだけ早く、来年度になるのかどうか、担当の方とも詰めながら、いずれにしても、ふだんからそういうことで訓練をしておかなければ、万が一大きな災害が起きたときに右往左往するということでは、これはもう後から後悔しても始まりませんので、できるだけ議員仰せのとおり前向きにその防災訓練の実施ということについても検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） わかりました。ぜひ実行していただきたいと思います。

次、もう1点質問いたします。決算書の110ページに職員費のことがありますが、この職員費の支出済み額が12億9,608万9,867円ということで記載されております、この職員費の支出済み額。この中に職員の個人住宅に支給している住居手当が含まれております。

私の調査によりますと、平成20年度に住居手当として支給された金額は、実に1年間で2,151万3,260円ということが、きのうの伝票足し算しまして自分なりに押さえた数字なんですけれども、この住居手当につきましては、過去の議会においても審議されておりますが、ことした8月に国家公務員の住居手当についての明快な判断がなされたものですから、今私が示した2,151万3,260円について支給金額がまず正しいのか、確認のため伺いたいと思います、まず1点目。

委員長（高橋幸雄君） 住居手当の総額について、確認の答弁を願います。

暫時休憩をいたします。

午後 3時05分 休憩

午後 3時06分 再開

委員長（高橋幸雄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

住居手当の総額、一般会計2,151万3,260円でございます。

委員長（高橋幸雄君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） わかりました。この2,151万3,260円が住居手当として支給されておりますが、この足寄町の住居手当を具体的に把握したいので、支給方法と支給年数等の、特に夫婦で勤めている人もおりますが、それをどういうふうに支払って、1人1人になのか、1戸の家になのか等ですね、それをちょっと説明願いたいと思います。

委員長（高橋幸雄君） 答弁調整のため、
暫時休憩をいたします。

午後 3時07分 休憩

午後 3時18分 再開

委員長（高橋幸雄君） 休憩を閉じ、会議
を再開をいたします。

総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） 大変時間をとり
まして申しわけございません。

住居手当の内容についての御質問でござい
ますが、住居手当の支給要件につきまして
は、予算書の方の後ろの人件費等々、給与費
等の明細等の方についてございますが、借
家、借間等の支給に当たりましては、家賃月
額1万7,000円までは4,000円を控除
した額ということでの支給、それから家賃月
額1万7,000円を超える場合には、超え
た2分の1を1万2,500円を限度に1万
3,000円加算した額というふうな表現と
なっております。

持ち家につきましては月額1万6,000
円、ただし、新築・購入等した場合には、
初年度からの5年間で2,500円
プラスということで1万8,500円という
持ち家の支給となっております。

決算額で先ほど申し上げました住居手当で
支給の戸数でございますが、共働きの場合だ
とか、いろいろその支給要件はどうなってる
んだという御質問でございますが、私ども
の方には世帯主届けということで届けていた
きまして、共働きの方どちらか1人が世帯主
ということで、借間なら借間の契約をした方
に対しての住居手当を出す、それから持ち家
に当たっても、登記上の問題もありますけれ
ども、そちらの世帯主の方に住居手当を出す
という形になってございます。

ですから、夫婦で働いていても、両方に当
たるということにはございませんで、世帯主
の方1人について当たるということになって
ございます。

月々、間借りですとかそういった借間、借
家等、いろいろ住宅新築等々、年度内でい

いと移動があるものですから、人数の掌握
というのは非常に難しいんですが、一応3月
の末の押さえとして、20年度の3月の末の
押さえということで数字だけ申し上げさせて
いただきますと、3月での一応支給対象者1
40名おりまして、そのうち持ち家のうちの
1万6,000円相当分が82名、それから
5年間のプラス加算のある部分の持ち家者が
14名、持ち家の合計の支給は96名となっ
ております。残り140から96引きました
44名は、民間の借家等に入居して住居
手当を支給している者となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたし
ます。

委員長（高橋幸雄君） 13番 高道洋子
君。

13番（高道洋子君） 歳入のときにも申
し上げましたけれども、財政の根幹となる町
民の町民税収入済み額が今8億7,196万
1,896円ということで8億7,000万、
これは人口の減少とか高齢化等の要因で、毎
年、町税収入済み額は減少している状況では
ありますが、一方、職員費の支出済み額は、
平成19年から見ると、削減されているとは
いえ平成20年度は12億9,600万とい
うことで、約13億円に及んでおります。

町民の血税が8億7,000万で職員費が
12億9,000円万ということで、これは
もちろん職員費に町民の血税が届くわけはな
いんですけれども、ことしの8月25日に総
務省から、人事院の国家公務員の給与改定に
関する取り扱いの勧告を受け入れました。

総務省は人事院の勧告を都道府県に対し伝
達し、国同様に地方公務員の給与改定及び行
政の合理化、能率化を図るべく通達を出し、
その中で、地方公共団体は地域における民間
給与などの状況を勘案し適切に対処する地方
公務員給与改定に関する取り扱い等につい
て、事務次官名で都道府県に要請していま
す。

あわせて、国家公務員の自宅に支給されて
いた、ここからなんですけど、国家公務員の

自宅に支給されていた自宅に係る住居手当も、国民感情からもなじまず、また批判が出ていたとして、国家公務員の住居手当を廃止いたしました。

それに基づき総務省は、地方公共団体に、自宅に係る住居手当の支給は廃止を基準に見直しを行うようにと求めております。本町、足寄町に北海道からそれらの通達があったのか、伺います。

委員長（高橋幸雄君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） ただいま言われましたその人事院勧告の内容につきましては、国家公務員に対するものの勧告でございますから、国家公務員内のものと受けとめてございますけれども、今までも国家公務員に準じてきたという経緯がございますし、国の方からも、国家公務員はこういうふうに決まったので、地方自治体も運営に当たっては留意されるようにということでの文書的なものは来ております。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） きのうも住居手当の伝票を精査しましたところ、月ごとに住居手当が、人数によって違うんですけれども、先ほどの伝票では100名というふうに3月末の受給者が、これは持ち家もあれも含めるのかもしれませんが、140名という先ほど報告もありましたけれども、いずれにしても100名を超える受給者になっておりまして、財政を圧迫しております。

平成20年度の歳出の構成を見ますと、職員費の歳出割合は町債に次いで2番目に高くなっておりますが、住居手当だけでも、先ほどの2,151万3,260円ということで大きな金額を示していると。

私は、厳しい生活を強いられている町民感情からも、また、総務省が地方公共団体に廃止を基準に見直しを行うようにと通達されているこの住居手当の支給を足寄町は廃止すべきと思いますが、いかがでしょうか、御答弁

ください。

委員長（高橋幸雄君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

これまでの議会の中でも何回か御質問をいただき、私の方からも答弁をさせていただいているところでございますけれども、まず結論から言いますと、現時点では廃止をするという考え方は持っておりません。

改めてこの間の我が町の持ち家手当の経過から御説明させていただきますと、職員住宅を建てるというのは、これはなかなか、これは財政的にも含めて困難だということで、むしろ凝縮して言えば、持ち家を奨励していこうというような形で手当を支給をしてきているというようなことでございます。

一方、国家公務員、私も承知しておりますけれども、持ち家手当、次年度からはなくなるということで承知はしております。

ただ、国家公務員、あるいは道職員も含めて、やはり職員住宅というのが、住宅料が高いとか安いとか、安いというわけではないですけれども、高いとかという御批判もありますけれども、やっぱり雇用者責任として、一定の職員住宅の整備を一方ではしなくてはいけないということもあるということで、ですからこの間我が町の歴史的経過からいきますと、むしろ職員住宅を整備するよりも、持ち家を持っていただくことによって、当然住宅新築すれば固定資産税も当然納めてもらうということですから、これは一方では自主財源の確保にもつながりますし、もっと言えば、正確に比較したことはございませんけれども、やはり持ち家を持っていただくことによって、定年退職後もおかげさまで、ゼロとは言いませんけれども、職員退職した後も、我が町ふるさと足寄町に残っていただいている職員が圧倒的に多いというふうに認識をしているところでございます。

この持ち家手当、十勝管内も全部の町村で、額の多少の違いはありますけれども、どこの町村もそういう持ち家を奨励をするとい

うようなことで進めているということでございます。

私も、未来永劫にこのことを続けていくことがいいのかどうかというのは、これは常に検討していかなくちゃいけないという認識は持っておりますけれども、今回、国家公務員が直ちに持ち家手当全廃になったから、我が町もそれにならって全廃ということには、ちょっと今のところ考えてないということで、ぜひ御理解を賜りたいなというふうに思います。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 足寄町の一般会計の町民1人当たりの負担額が監査委員さんの意見書に提示されておりますが、これを見ると、職員費に対する町民1人当たりの負担額は16万3,503円と明示されております。

これは生まれたての赤ちゃんから高齢者までの人口7,927人で負担する金額なんですけれども、19年に32.1%だった高齢化率が20年度には33.1%と、1%も1年間で上がっております。足寄の高齢化率は今後もますます進んでいくことは間違いありません。

ことしの国の国政がかわりまして新政権も、むだを排するという見直しが盛んに行われ、国家公務員の給料20%カットということも今言われているときですけれども、足寄町が本当に豊かな財政力で、一番後ろの意見書のところも財政力指数、経常収支比率から一般財源比率、全部これが理想的な数字にクリアしてるんならわかりますけれども、これらも見ましたら、20年度どれもこれも全部財政が余裕があるとは言えないし、数値が硬直化している、硬直化しているというそういう数値を見ましたときに、旧態依然としての行政運営はできない時代に入ったことをまず自覚すべきでないかと思うわけです。

2番議員さんがおっしゃった100円のパ

ンを60円、80円にしていくことこそが、今これから求められてる、自主財源がなかなか上がらない中、経費コストを下げるべきというふうにおっしゃっております。

20年度の町債も、町民1人当たり144万7,000円となって、高齢化が進むと借財の返済もできなくなるということで、その中、町民は大変な中で頑張っていると、役場職員だけが、そういう優遇とまでは言わないまでも、住居手当が退職するまでしっかり当たって、それも検討を近い将来するかもしれないけれども廃止はできないということでございますが、もう一度伺いますが、段階的にこれを、全部全廃とまでいかなくても、例えば5年間当たるけど6年からは当たらないとかというようなそういう方法はできないものか、伺います。

委員長（高橋幸雄君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほど、来年度から直ちにということでお答えをしたわけでありましてけれども、これはやはりどういう部分についても、そのときどきに合わせて、見直しかけるものは見直しをかけていくべきだなというふうに思ってます。

あえてその持ち家手当の分でいきますと、先ほど申し上げた兼ね合いもありますけれども、私も今のまま未来永劫にいいというそういう認識は持っておりません。議員仰せのとおり、現下の町内における経済状況も含めていったときに、どうあるべきなのかな。

本当に一面を見れば、町内で住宅建ててるのは役場職員しかいないじゃないかというこういう御意見もあるやに聞いておりますけれども、しかし、それも役場職員も、じゃあこれ家も建てれないということになれば、本当に建設業に対する影響も非常に極めて大きなものになってくるでしょうし、そういう中であって、議員も仰せのとおり町民に公平感を持っていただくということも含めて、そういう施策がどうあるべきかということも含め

て、現実検討していくべきだなというふうに思っております。

より少し具体的にお話をさせていただきますと、道内、あるいは十勝管内でもそうでありますけれども、これはとりわけ移住者対策の中で新築する場合、あるいは地元の工務店を使ってもらう場合、そういった一定の手当を支給するというようなこんなことを取り組んでいる町もありますから、そういったことも私は先進事例も参考にしながら、これは職員も含めた中でそういった制度ができないのかなという、そんなことも頭の中で描いているのも事実でございます。

これはまたじっくりと議論を重ねた中で、そういった見直しにもつなげていけるのかなというふうに、きょう段階はその程度の答弁でお許しをいただきたいというふうに思いますが、決してこの形を未来永劫に続けていくということではございませんので、御理解賜りたいなというふうに思います。

委員長（高橋幸雄君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 未来永劫という言葉をしっかり聞きまして、続けられないということで、なるべく早い時期にそういう体制を、町民感情からもですね、これが本当にわかると、本当に、いや、すごく、家を建てる人は役場職員だけではないですから、みんながっかりするんじゃないかと、町民としてですね、そう思います。何ば恵まれているとはいえ。

もう一つ、最後になりますけれども、町民も役場の方も家に建てる時、結構町外、帯広とか町外からの業者さんが結構、コストの関係もあるかもしれませんが、それがもう悠然と建て、だれを選んでもそれは個人の自由ですけれども、せめて役場職員は地元の業者をなるべく、もうできれば使うとか、地元の商品を買うとか、そういう愛町精神というか、業者を育てていくという精神が今後とも大事だと思うんです。それらもあわせて、そういう考えも町長から職員に話してい

くべきだなと感じているところですが、いかがでしょうか。

委員長（高橋幸雄君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まさしく職員が住宅を新築する場合、やっぱり全部が全部とは言いませんけれども、やっぱり比率からいけば、町外業者の方に施工していただいている職員が多いのかなというふうに私も認識しております。

全員ではありませんけれども、何人かの方とそこら辺のちょっとざっくばらんな話もしたことがございます。

そうしたときには、今、議員が仰せのとおり建築単価の問題、それからやっぱり今の時代、結構帯広あたりでモデルハウスというのでできておまして、そこにやっぱり住宅を建てるということであれば、これは一生ものでございますから、そこに実際に現場に行ってみて、やっぱりそこで気に入ったということになれば、どうしてもそっちに行ってしまうという、これも事実だということもお聞きしました。

そこで、これまた全業者でありませけれども、何人かの建築業者の方ともお話したんですけれども、そういった部分の地元の業者の営業努力といいますかね、このことについても意見交換した経過もございます。

そんなことも含めて、これから先ほど言ったうまいぐあいな誘導策というものがないのかなという、もちろん職員に対する地元での購買についても、これは機会あるごとにお願ひもしておりますし、これは御案内のとおり、これはある意味うれしいことだなというふうに思っておりますけれども、労働組合の方で今年、議会にも提案させていただいて、これまで独自削減、給与の削減してきましたけれども、5年間続けてきたんで今年度は戻したいということで御了解いただいたわけがありますけれども、それを受けたかどうかはちょっとわかりませんが、労働組合としても、年末に向けて労働組合として商工会

の商品券を買って、これはプレミアムも何もありません、商品券を買って、そして組合員に配るといようなことも、そんな取り組みもされてるということでございますから、私がふだんから言っている地元の購買ということも職員も一定程度は御理解をいただいて、そういった具体的な取り組みにもつながってるのかなと、こんなふうに思っております。

まさしく議員御指摘のとおり、地元の中でどうやって経済も循環をさせるかということは、これは一つ大事な政策だというふうに思ってますから、引き続き私の立場でできることはしっかりとやっていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

委員長（高橋幸雄君） 他に。

4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 今も13番議員から収支の問題に触れておりましたが、本当に大事なことだと思います。そこで補助費等の補助金交付金のことにちょっと触れさせていただきたいと思います。

もちろん補助金の交付というものに対しては、査定等々適正なある意味においては評価をなされ、決定していることだと思います。まずは補助金、5億1,000万円超えた全体の補助金の交付がなされております。その20年度のまず全体としての経過を、まず支給された経過を、全体としての経過をまず説明していただければありがたいんですけど。

委員長（高橋幸雄君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

決算にかかわる主要施策の成果等報告書の12ページ、13ページにこの内訳が載っているわけでありまして、これにつきましては、私どもの条例、足寄町補助金等交付規則という定めがあるわけございまして、これにのっとりそれぞれの毎年予算査定の中でそれぞれ査定をしながら、この規則に沿った内容なのかどうなのかということを確認をしながら積み上げをした結果が、決算上

20年度につきましては5億1,485万9,000円ということになっているということでございます。

なお、この補助金等につきましても、平成17年度の自律プラン策定の中では、まさしくゼロベースからやっていこうというようなことで見直しをかけてきた経過もございまして、その後いろいろ原課で、該当の例えば団体であれば、しっかりとした予算編成前に協議をしていただきながら査定をして、計上をさせていただいてるということでございます。

以上でございます。

委員長（高橋幸雄君） 4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 規則にのっとりという何かさっきの公務員の倫理法に含めて戻って、戻るわけでないですけど、都合のいいときはのっとらないで、都合のいいやつにはのっとり交付されている、また評価されているというふうな気もしますが、とにかく今の置かれた立ち場という深刻な本当に大変な時世に入りつつあるというやっぱり自覚は、私、持ってもらわないとうまくないなと。

そこでこの補助交付金も当然必要なもの、最小限にこれはそれこそ規則にのっとり評価されたんでしょけど、特にその中で商工費約1,400万円近い金額が補助交付金として支給されております。

これがまず19年度対比、また20年度にこの金額等を考え、主としてどのような評価の数字の変わりが出てきて、どのような使用目的に補助をされているのか、これをちょっと説明いただけますでしょうか。

委員長（高橋幸雄君） 答弁調整のため、10分間休憩いたします。

午後 3時44分 休憩

午後 3時50分 再開

委員長（高橋幸雄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

経済課長、答弁。

経済課長（鈴木 泉君） まことに申しわけないです。それで御答弁いたします。

足寄町商工会補助金でございますが、20年は1,392万9,000円、19年度におきましては1,278万5,000円となっております。

それで事業の中身でございますが、経営改善普及事業費として、補助申請事業費に要する経費としましては4,008万3,484円であります。それで町の補助申請額につきましては、そのうちの1,360万4,000円となっております。

次に、地域振興事業費として、地域振興の補助事業であります551万8,192円となっております。町補助申請額は32万5,000円でございます。

それらトータルしますと、平成20年度は1,392万9,000円となります。

以上でございます。

延会の議決

委員長（高橋幸雄君） それでは、皆さんにお諮りいたしますが、4番議員質疑中ですが、この程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（高橋幸雄君） では、そのようにさせていただきます。

延会宣告

委員長（高橋幸雄君） 本日の委員会は、これをもって延会といたします。

次回の特別委員会は、11月2日の午前10時開会といたしますので、御参集を願います。

午後 3時51分 延会